

土 木 環 境 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

平成28年第6回沖縄県議会（11月定例会）

平成28年12月14日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成28年12月14日 水曜日
開 会 午前10時0分
散 会 午後5時27分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 甲第3号議案 平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 2 甲第4号議案 平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 甲第5号議案 平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第2号）
- 4 甲第6号議案 平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 乙第10号議案 工事請負契約について
- 6 乙第11号議案 工事請負契約について
- 7 乙第12号議案 工事請負契約について
- 8 乙第13号議案 工事請負契約について
- 9 乙第14号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 10 乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 11 乙第16号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 12 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 13 乙第20号議案 指定管理者の指定について
- 14 乙第23号議案 県道の路線の廃止について

- 15 陳情第31号、第32号、第41号、第44号、第45号の4、第46号、第56号、第57号、第59号、第64号、第65号、第75号、第76号、第84号、第88号、第89号の4、第106号、第107号、第115号、第134号、第135号、第145号、第156号、第160号及び第169号
- 16 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	新垣清涼君
副委員長	照屋大河君
委員	座波一君
委員	具志堅透君
委員	座喜味一幸君
委員	翁長政俊君
委員	仲村未央さん
委員	崎山嗣幸君
委員	上原正次君
委員	赤嶺昇君
委員	嘉陽宗儀君
委員	糸洲朝則君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

土木建築部長	宮城理君
技術・建設業課長	津嘉山司君
技術・建設業課建設業指導契約監	上原直美さん

道 路 街 路 課 長	古 堅 孝 君
道 路 管 理 課 長	小橋川 透 君
海 岸 防 災 課 長	永 山 正 君
港 湾 課 長	我那覇 生 雄 君
空 港 課 長	與那覇 聰 君
都市計画・モノレール課長	松 島 良 成 君
下 水 道 課 長	金 城 光 祐 君
住 宅 課 長	佐久川 尚 君
施 設 建 築 課 長	嘉 川 陽 一 君
商工労働部企業立地推進課長	金 城 清 光 君
環 境 部 長	大 浜 浩 志 君
環 境 企 画 統 括 監	棚 原 憲 実 君
環 境 整 備 課 長	松 田 了 君
自 然 保 護 課 長	金 城 賢 君

○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

甲第3号議案から甲第6号議案まで、乙第10号議案から乙第16号議案まで、乙第19号議案、乙第20号議案及び乙第23号議案までの14件、陳情第31号外24件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として環境部長及び土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、甲第3号議案平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第2号)について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 お手元の配付資料1、議案説明資料「土木環境委員会」により、御説明申し上げます。

1ページをごらんください。

甲第3号議案平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明いたします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に3億5042万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ123億444万9000円とするものでございます。

第2条は、中部流域下水道建設費及び中城湾南部流域下水道建設費に係る繰

越明許費 4 億6470万円の追加の議決を求めるものでございます。

第 3 条は、第 1 条の増額補正に係る財源として、起債の限度額を4830万円増額し、9 億4950万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○金城光祐下水道課長 お手元の配付資料 2 の 1 により、御説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

第 1 条、歳入歳出予算の補正について御説明します。

説明資料 1 ページ中段の 2、歳入歳出予算補正の内訳（第 1 条関係）をごらんください。歳入歳出予算の追加は 2 件ございます。

1 件目は、平成28年沖縄県人事委員会勧告に基づく給与改定及び人事異動により、不足が見込まれる職員費（下水道課）の給与等について692万円の増額補正を行うものであります。

2 件目は、那覇浄化センター水処理施設の改築更新に伴う、磁気探査業務及び地盤改良工事の経費として中部流域下水道建設費(社会資本整備総合交付金)を 3 億4350万円の増額補正をするものであります。

2 ページの 1、事業概要、那覇浄化センターの平面図をごらんください。

平面図の赤枠で囲まれた 1 系水処理施設を既設 2 系水処理施設の隣接地である青の点線枠の箇所へ改築する予定であり、今回の補正では③で表示された赤のハッチング区画の地盤改良工事と、④で表示された紫のハッチング区画の磁気探査業務を行うものであります。

中段の 2、工事等スケジュールをごらんください。

磁気探査業務については、平成29年 3 月から 7 月までの 5 カ月、地盤改良工事については、平成29年 3 月から10月までの 8 カ月の工期となっております。

次に、第 2 条の繰越明許費の追加について御説明いたします。

1 ページの 3、繰越明許費補正の内訳（第 2 条関係）をごらんください。繰越明許費の追加は 2 件ございます。

1 件目は、先ほど御説明しました第 1 条の中部流域下水道建設費（社会資本整備総合交付金）の増額補正に係るものであります。

2 件目は、西原浄化センターの水処理に係る監視制御システムの機能増設工事について、中城湾南部流域下水道建設費の繰越明許費の追加を行うものであります。

3 ページの 1、事業概要、西原浄化センター平面図をごらんください。

対象工事は、赤枠で囲まれた管理棟の監視制御システム本体の機能増設と、ブロー電気棟、汚泥処理棟の自動制御盤の更新を行う工事であります。

2、工事スケジュールと3、繰越理由をあわせてごらんください。

本工事において、大幅な設計内容の見直しが生じ、その設計及び積算に不測の日数を要したことから適正工期を確保するため繰越明許費の追加を行うものであります。

最後に第3条（地方債の補正）について御説明します。

1 ページ下段の4、地方債補正（第3条関係）をごらんください。

地方債については、第1条の増額補正、職員費（下水道課）に係る財源として350万円、中部流域下水道建設費（社会資本整備総合交付金）に係る財源として4480万円の増額を行うものであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**新垣清涼委員長** 土木建築部長及び下水道課長の説明は終わりました。

これより、甲第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○**糸洲朝則委員** 工事場所は那覇浄化センターと西原浄化センターということですか。

○**金城光祐下水道課長** 那覇浄化センターの水処理施設の改築に伴う追加補正と、それに伴う繰り越しの承認、それから、西原浄化センターの管理棟、ブローワー電気棟、汚泥処理棟にかかわる制御システムの改築工事でございます。

○**糸洲朝則委員** 中部流域下水道はどの範囲ですか。

○**金城光祐下水道課長** 中部流域下水道は、沖縄本島の西海岸の中部地域及び南部地域になっておりまして、北は読谷村から南は豊見城市、南風原町までです。処理区としては、伊佐浜処理区と那覇処理区に分かれていて、それぞれに処理場が1カ所あります。西原町につきましては、中城湾南部流域下水道ということで、1処理場となっております。つけ加えますと、中城湾流域下水道もありまして、具志川の処理場があります。東海岸は中城湾流域下水道と中城湾南部流域下水道になります。

○糸洲朝則委員 那覇浄化センターの1系水処理施設と2系水処理施設の違いは何ですか。

○金城光祐下水道課長 一般的に処理場で水を処理するときには、リスク分散の意味もあって、システムとしては全く同じなのですが、水処理の系統を2系統に分けて処理する形になっております。宜野湾浄化センターについては3系統あります。また、築造した年度もかなり開きが出ます。当初は1系で行って、10年、20年たち、水がある程度満ちてきたところで次の2系統を整備するということで、段階的に整備していく形で系統ごとの整備になります。

○糸洲朝則委員 説明資料によると老朽化に伴う改築、更新ということで、今回は平面図の③の部分と磁気探査の部分だと思いますが、残りの①、②、④は次年度の事業になるのですか。

○金城光祐下水道課長 資料2ページ的那覇浄化センターの平面図をごらんください。下に凡例がございますが、①の青色の部分は施工済みとなっております。②の緑色の部分は平成28年度地盤改良工事発注済みの箇所でございます。順次、整備しております。今回、工事を行うのが③の地盤改良の部分だけとなっております。側面の薄い灰色になっている箇所も後年度で地盤改良を実施する予定でございます。

○糸洲朝則委員 地盤改良をして、それから処理施設を整備していくかと思いますが、全体が完成するのはいつごろですか。

○金城光祐下水道課長 この改修についてはかなり大がかりになるものですから、地盤改良だけで平成30年度ぐらいいままでかかります。それから、施設の築造が始まって3年ぐらいいままでかかりますので、平成33年度には完成するかと思います。

○糸洲朝則委員 地盤改良は特殊技術の工事だと思いますが、よくイメージが湧かないので、もう少しわかりやすく説明してもらえますか。あと、何で地盤改良をしなくてはいけないのかを教えてください。

○金城光祐下水道課長 まず、築造物をつくるときには、基礎として杭基礎で

やる方法とべた基礎でやる方法があります。那覇浄化センターの場合は杭基礎の深さがかなり深いということと、費用的にも地盤改良と比較すると地盤改良のほうが安くつくということで、今回、地盤改良を選定しております。地盤改良については、セメント等の改良材を地中に供給し、地盤材と改良材を強制的に攪拌、混合して固化させ、この部分を固めて基礎とします。

○糸洲朝則委員 その改良で支持基盤が整うのですか。何トンぐらいですか。

○金城光祐下水道課長 数値的なものは資料を持ち合わせておりませんが、少なくとも上に乗る水槽の荷重は地盤改良材の厚みでもつと聞いております。

○糸洲朝則委員 必要な事業だということは認識しております。ここはたしか埋立地ですよ。当然、地盤改良が必要だという想定のもとに埋め立てをしているはずですから、それは遂行していくしかないと思います。

もう一点、平成33年度ごろに完成をして、既存の施設を取り壊すことになるわけですよ。跡利用については計画していますか。

○金城光祐下水道課長 1系水処理施設の空き地の跡利用になるかと思いますが、現在、改築するスペースには1系水処理施設の半分の能力と2系水処理施設の増設分の能力がおさまるので、将来的には1系水処理施設の部分に3系の水処理施設を配置する予定です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 先ほどの糸洲委員への説明の中で、水が満杯になると2系統、3系統とつくっていくという話があったのですが、その水処理の仕方として、水は流すのではないですか。通常、下水道では処理した水が出ますが、それは飲み水にも使えるようなきれいな水だということで、例えば本部町あたりでは海に流しているのです。処理の方法が違うのか、その辺を教えてください。

○金城光祐下水道課長 水処理というのは、1次処理、2次処理ということではなく、1系統、2系統でそれぞれ並行しています。1系統の中には水を処理するための沈砂一砂を沈めて、その後、生物反応槽で曝気して処理した後に、最終沈殿池で生物のかすなどを沈殿させてから海に放流する形になっておりま

す。同じような仕組みで1系統と2系統がございます。当初、例えば1系統を10万トンで設計した場合、それぞれの家庭が接続して水がどんどんふえて、10万トンを超す前に2系統を整備するというところでございます。

○具志堅透委員 水がたまって満杯になったら次をつくるということではなく、接続戸数がふえて容量オーバーになり、そこで処理できないので新たな系統をつくるという解釈でいいですか。

○金城光祐下水道課長 そのとおりでございます。

○具志堅透委員 もう一つ、ここは埋立地だと言っていたのですが、そういうところで磁気探査を行うのですか。

○金城光祐下水道課長 これにつきましては9月議会のMICEの関係でも話がありましたが、磁気探査実施要領等に基づき、埋立地であっても不発弾等が埋没している可能性を否定できない地域については調査をすることになっております。これは糸満市の埋め土での事故があつて、そういった基準になっております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原正次委員。

○上原正次委員 那覇浄化センターでは海に流している状況ということですが、糸満市では再生水を農業用水とする実証実験を行っていきまして、いろいろ課題はあるのですが一那覇浄化センターとしては、今後、再生水利用の方向性はないのですか。

○金城光祐下水道課長 県では那覇浄化センターの処理水を再度、高度処理して、再生水として新都心地区や県庁地域、空港地域に日当たり最大950トンの水を供給しております。今後の再生水の事業展開につきましては、例えば那覇市の金城地域やその他の地域で需要見込みがあれば、拡大を検討していくこととなります。ただ、再生水はそれぞれの建物が取水と注水の二重配管をしていないとなかなか取り込めないということがありますので、そういったところを見きわめながら事業展開を進めていきたいと思っております。

○上原正次委員 農業用水としての利用の方向性は考えられませんか。

○金城光祐下水道課長 現時点では、今、供給している地域のみで事業展開しているところで、今後の拡大については検討段階でございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○座波一委員 中城湾南部流域下水道の繰り越しの理由について、当初、予定していた設計及び積算期間が3カ月から倍の6カ月に延びたということですが、やっていくうちに途中で設計期間が延びたということなのですか。当初から予測はできなかったということですか。

○金城光祐下水道課長 委託としては前年度で終わっていたのですが、新年度でみずから設計の積算と内容等を精査している中で、実際に実施している前工事でメーカー側からいろいろと提案があり、従来、同軸ケーブルでシステムをつないでいたものを光ケーブルにつながないといろいろな機能が使えないということで、今回発注しようとしている工事についても光ケーブルにかえることとなり、また、ソフト関係も変わってくるものですから、全て見直し、再度、見積もりの取り直しなどを行ったためこれだけの日数がかかったということでございます。

○座波一委員 同軸ケーブルから光ケーブルにかえることによっていろいろな機能が装備されるわけですが、当初から機能をふやす予定はなかったのですか。

○金城光祐下水道課長 当初は既存の施設の更新ということで、従来型のシステムを前提として設計等を進めております。

○座波一委員 当初の監視制御システムの基本構成において見通しを立てるべきものであり、それに半年もかけたというのはどうかと思います。

それから、下水処理後の汚泥一脱水後の汚泥はどのように処理しているのですか。

○金城光祐下水道課長 工期が6カ月になったことに関しては、見積額にかなり差があったため、その検証にも時間がかかっているところでございます。

汚泥処理につきましては、沖縄県の流域下水道は4処理区あり、それぞれの処理区の浄化センターで汚泥が発生します。その汚泥については、全てコンポスト化して堆肥として肥料メーカーが出荷しております。

○座波一委員 都市部から出てくる汚泥は、いろいろな企業や病院の汚水、例えば溶剤系を使うところなど、危険物も多々あると聞いていますが、これは全て堆肥にしても大丈夫なのですか。

○金城光祐下水道課長 病院など、危険な物質が出てくる可能性のある施設は全て特定施設ということで、除害施設をつける条件で下水道に接続しておりますので、下水道にはそういった物は流れてこないと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 公共下水道の接続状況はどうなっていますか。

○金城光祐下水道課長 接続率につきましては、県全体で86.3%でございます。

○嘉陽宗儀委員 これはどの地域ですか。

○金城光祐下水道課長 県全域の平均となっております。

○嘉陽宗儀委員 県全体ということですが、公共下水道の普及率は何%になっていますか。

○金城光祐下水道課長 普及率につきましては、70.9%となっております。

○嘉陽宗儀委員 70.9%ということは、田舎に行けば公共下水道の布設がおくられていて、垂れ流ししていて悪臭が大変だという苦情が結構あるのです。それを解消するためには、各市町村で早目に下水道を布設してそれにつないでほしいのですが、そういう意味では整備率が非常に悪いのではないですか。これを高めるための努力はしていますか。

○金城光祐下水道課長 今、委員のおっしゃられたことは整備率と接続率、両

方のことだと思いますが、整備率については各市町村が財政状況や住民の要望等に応じて予算要望をしております。県としてはそれぞれの市町村を重点化しながら対応しております。接続率につきましては、下水道に接続しない部分は浄化槽で処理されていることもあるので、環境部局と連携しながら取り組んでいこうということで調整しているところです。沖縄市等についても、環境部局と下水道部局がタイアップしながら接続していない箇所で行っています。下水道に接続したときにかかる費用の補助を増額して取り組んでいる市町村もございます。

○嘉陽宗儀委員 具体的な事例が出ましたが、沖縄市城前町で県の公共下水道がきて市のものがつながれていないと。あの付近では垂れ流しで悪臭があるということですが十分に解決していません。それから、沖縄市高原のマニング社の件でも、本来ならばきちんと公共下水道を整備して、流域に接続しないと解決しないのに、今もなかなか進んでいません。

○金城光祐下水道課長 沖縄市城前町の件については、よく把握しておりませんので、確認して取り組んでいきたいと思っております。マニング社の件については、浄化槽に流していたものが、末端までつながずにいろいろなところで溢水しているといった問題がございますので、沖縄市の環境部局と下水道部局が調整して、今年度、マニング社の排水状況について現地調査を行い、次年度から下水道で接続補助を上増しして、接続の啓発に取り組むということで進めているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 具体的なものを取り上げて問題にしようとしているのではなく、基本的な問題で、各市町村の公共下水道を整備して負担金も取らないといけないでしょう。この状況もわからない。皆さん方は各市町村の公共下水道への接続率も調査していますか。

○金城光祐下水道課長 市町村の普及率や接続率については、市町村から報告を受けて全て把握しております。それぞれの財政状況や住民の強いニーズがあるなど、個々の事情によって市町村から県に上がってくる段階で強弱がございます。中小の市町村では普及率や整備率が低い状況でございますが、そういったところについてもできるだけ普及できるように、県としてはいろいろなバックアップを行っているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 市町村の公共下水道をきちんと整備させて、流域に接続して使用料を取らないと、運営費も厳しいわけでしょう。これは二、三年前にも問題提起をして改善してほしいと言いましたが、今の話を聞いたら余り改善していないようなので、やはり公共下水道、流域下水道で一体になって、環境の問題でもありますので、指摘された点について早目に解決するように頑張ってください。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、甲第4号議案平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算(第2号)について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の5ページをごらんください。

甲第4号議案平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明いたします。

本議案は、宜野湾港機能施設整備事業費に係る繰越明許費1億5930万円の追加の議決を求めるものでございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○我那覇生雄港湾課長 甲第4号議案平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算(第2号)について、お手元に配付しております資料2の2により御説明いたします。

平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の宜野湾港機能施設整備事業費は、宜野湾港マリーナ施設の機能向上を図るため中型艇及び大型艇の上げおろしを行う固定式クレーン1基を整備するものであります。

クレーン整備に係る契約の手续や製作、設置に要する期間を考慮し、所要の納期を確保するため、繰越明許費を追加するものであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び港湾課長の説明は終わりました。

これより、甲第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 現在、固定式クレーンは何基ありますか。

○我那覇生雄港湾課長 現在、宜野湾港マリーナで整備が済んでおります固定式クレーンは15トンぶり1基でございます。

○糸洲朝則委員 今回、追加するクレーンは何トンですか。

○我那覇生雄港湾課長 資料2の2、右下の図の2に固定式クレーンの立面図がございます。今回整備するクレーンは赤色で着色しております部分の1基でございます。能力は35トンぶりとなっております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 宜野湾港整備事業特別会計の収支を教えてください。これと関連して、そういう施設ができたときの手数料等の決め方を御説明願えますか。

○我那覇生雄港湾課長 宜野湾港マリーナの収支について、直近の3年間でいいますと、収入が平成25年度が1億3690万円、平成26年度が1億4770万円、平成27年度が1億5990万円でございます。収入は指定管理者の努力の成果があって伸びている状況でございます。対しまして、支出は償還金を含めて平成25年度が4億1100万円、平成26年度が5億2100万円、平成27年度が4億1500万円となっております。もう一つ、クレーンの使用料について、整備することによる成果ということになるかと思いますが、現在、整備している15トンぶりのクレーンの使用料は1回の上げおろしで1820円となっております。使用実績は、直近の2年間でいいますと、平成26年度が712回、使用料収入が128万9000円、

平成27年度が859回、156万3000円です。平成28年度はまだ集計がございません。

○座喜味一幸委員 順調に利用されている側面と、収支の部分では償還金を含めて見ると、平成26年度なら約4億円近くの赤字が出ていると思いますが、将来的にこのような赤字の部分が修正されていくのか。また、赤字の部分に対する財源措置はどうなっているのか、教えてください。

○我那覇生雄港湾課長 宜野湾港整備事業特別会計の収支表—これはシミュレーションでございますが、現在の状況で使用料収入が伸びていき、一方では借入金の返済もございますので償還していきますと、平成54年度には収支がプラスマイナスゼロになり、償還も終わる見込みでございます。

○座喜味一幸委員 赤字の分は一般財源からの振りかえという形で継続することになるのですか。

○我那覇生雄港湾課長 収支の差額分は一般会計繰入分ということで、例えば平成27年度は8900万円、平成28年度も7900万円の繰り入れを予定しておりますが、暫時、額が減っていきまして、最終的に平成41年度には一般会計の繰り入れは解消される見込みでございます。

○座喜味一幸委員 マリン産業を伸ばしていこうというのは非常にわかるのですが、トータルとして港湾整備に係る特別会計—今は宜野湾港だけを見ているのですが、県管轄の港湾整備事業特別会計のトータルとして、どういう方向性に導いていこうとしているのか、収支の方向性をどうするのか、その管理を含めてやっていかないといけないと思いますが、全体として港湾整備事業のありようについてどういうお考えを持っていますか。平成54年度には採算がとれまうと言っている間に、もう更新期に入ってしまったということも含めて、特別会計をトータルとしてどういう方向に導いていこうとしているかということをきちんと持っていないといけないと思いますが、どうですか。

○我那覇生雄港湾課長 現在、港湾課が担当しております特別会計が4事業ございます。宜野湾港についてはただいま申したとおりでございますが、同じマリーナである与那原マリーナについては、中城湾港マリン・タウン特別会計ということで土地の分譲、造成も込みでございます。この部分については、大型MICE施設の建設が決まったことにより土地の分譲が大分促進されるという

ことで、非常にいい環境にあるものと考えております。また、中城湾港（新港地区）整備事業特別会計についても、現在、岸壁使用料や貨物量の伸びにより収入はふえる傾向にございますが、借入金を償還するのは宜野湾港マリーナと同じような状況にございます。もう一つ、中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計については、現在、埋め立てが進捗して、我々としても早目に土地の分譲を行うことにより、収支は改善していく方向に向かっていくものと考えております。

○座喜味一幸委員 これは額も大きくて一般財源の大きな負担となる可能性もあるので、その辺はしっかりとやっていかないといけないと思います。

それから、沖縄県は不用と繰り越しが大変大きな問題になっていますが、先ほどから繰り越しの理由を聞いていると、ある行政スケジュールや調整をしっかりとすれば繰り越さなくてもよさそうな理由が理由になっているのではないかと。手続や製作の手法、設置管理などと書いていますが、基本的に補正等によるものは別としても、行政の計画性、調整能力等々を考慮すると、自然災害等のことであればまだしも、手続や施工計画等をしっかりと詰め込んでいけばクリアされるべきものが繰り越しの理由になり過ぎているのではないかと。この際、襟を正さないと大変大きな問題になるとと思いますが、いかがですか。

○宮城理土木建築部長 当初予算で計上した分が、例えば行政の調整のおくれや用地取得の難航等で繰り越しをせざるを得ないという点については、もう少し前倒しして、あるいはしっかりと計画を立てて進めていけば圧縮できるのではないかと御指摘はその通りだと思います。我々もこのあたりはしっかりと取り組んでいきたいと考えております。一方、今回の補正自体について申し上げますと、そもそもこれは9月補正でやろうということで計上し認めていただいたものでございますので、工期延期について11月議会で補正をお願いすることはやむを得ないものだと御理解をいただきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、甲第5号議案平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正

予算（第2号）について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料の7ページをごらんください。

甲第5号議案平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

本議案は、中城湾港マリン・タウン機能施設整備事業に係る繰越明許費5億2770万円の追加の議決を求めるものでございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○我那覇生雄港湾課長 甲第5号議案平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第2号）について、資料2の3により御説明いたします。

平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の中城湾港マリン・タウン機能施設整備事業は、与那原マリーナ施設の機能向上を図るため中型艇及び大型艇の上げおろしを行う固定式クレーン2基を整備するものであります。

クレーン整備に係る契約の手續や製作、設置に要する期間を考慮し、所要の納期を確保するため、繰越明許費を追加するものであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び港湾課長の説明は終わりました。

これより、甲第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 与那原マリーナのキャパシティーは幾らありますか。

○我那覇生雄港湾課長 与那原マリーナの収容可能隻数ですが、海上係留が66隻、陸上の保管が146隻、合計212隻となっております。

○翁長政俊委員 現在、係留されているものはどれだけありますか。

○我那覇生雄港湾課長 11月末現在の収容隻数は、海上係留が11隻、陸置きが3隻、合計14隻で収容率は6%となっております。

○翁長政俊委員 必要施設としてクレーンを設置することは理解するのですが、使用キャパシティー数を伸ばしていくための努力や計画はきちんと持っていますか。

○我那覇生雄港湾課長 与那原マリーナはことし7月にオープンしまして、現在、指定管理者制度によって運用しております。指定管理者において自身のホームページ等での募集呼びかけや、全国的な専門誌での募集の掲載、また、業界関係の集まりがあったときには宣伝するコーナーを設けて募集について努力を重ねているところでございます。

○翁長政俊委員 指定管理者の努力はわかりますが、県当局としてはどういう努力をされていますか。

○我那覇生雄港湾課長 今回のクレーン設置が港湾課としての努力の一つかと思いますが、指定管理者によりますと、係留したいという問い合わせの中で、クレーンの上架施設があるか聞かれているが、現在、そういう施設が整備されていないということでチャンスを逃がしたという話を聞いております。それを受けまして、このクレーンを整備することにより収容率の向上、あるいは特別会計の収支の改善につながるものと考えております。

○翁長政俊委員 クレーンがないために使用機会を失ったという説明ですが、これを設置することによって伸び率がどれぐらいのパーセンテージで上がっていくかというシミュレーションはされていますか。

○我那覇生雄港湾課長 シミュレーションは、現在、持ち合わせておりませんが、クレーンを整備することにより、間違いなく収容率の向上にはつながっていくものと考えております。

○翁長政俊委員 せっかくの施設ですし、マリーナから得られる収益は係留経費によってのみ図られることとなりますので、特別会計の収支のバランスをよくしていくためにはどういう努力をして、どれぐらいの艇数が伸びていくというような年次的な事業計画を持っていないと、指定管理者に任せきりで物事を

放置しておく、入れ物はできたが稼働率が6%でずっと推移する—100%とは言わなくても、七、八十%ぐらいの稼働率を目指して努力をしていく皆さん方の事業計画がないと問題ではないですか。埋立事業を行って、その事業の一つとしてマリーナを組み入れていく。事業がないためにマリーナを入れていく形になると、事業のあり方としていかなものかと感じます。そこはもう少しきちんとした事業計画をつくって、指定管理者との協議も含めて年次的計画を積み上げていく方式に変えてみてはいかがでしょうか。そうでないと、与那原マリーナの艇数は皆さん方が思っているような計画には到達しないのではないかとと思いますが、どうですか。

○宮城理土木建築部長 担当課長からの説明が少し言葉足らずの部分があったかと思います。まず収容可能隻数自体は、当然ながら需要をしっかりと調査、把握して、これぐらいは見込めるだろうということをやっているものですから、極力早い時期に稼働率を上げる努力は必要だと思っています。一方、クレーンについても当初から計画がなされているものでございます。7月10日に供用開始をしてまだ間もないこともあります。クレーンがないことで、なかなか需要が伸びないといえますか、機会を損失している状況もあるということで、できる限り前倒しで整備をしていきたいということで取り組ませていただいているものでございます。いずれにしても、収容隻数をしっかりと上げていくためにどういう方法があるかも含めて、今、具体的な案を持ち合わせておりませんので、港湾課としっかりと検討して早目に収容可能隻数212隻に近づける努力をしていきたいと考えております。

○翁長政俊委員 これは私どもも注視しておりますので、しっかりと頑張って計画どおりに進める努力をしてください。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、甲第6号議案平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の9ページをごらんください。

甲第6号議案平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

本議案は、泡瀬地区臨海部土地造成費に係る繰越明許費1億9420万円の追加の議決を求めるものであります。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○我那覇生雄港湾課長 甲第6号議案平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、資料2の4により御説明いたします。

平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の泡瀬地区臨海部土地造成費は、中城湾港（泡瀬地区）の土地造成を行う事業であります。

土地造成において、軟弱地盤対策工の実施に当たり、隣接する国の埋立事業との調整及び施工方法の検討に不測の時間を要したことから、今年度予定している工事の所要工期が年度内に確保できなかったため、繰越明許費の追加となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び港湾課長の説明は終わりました。

これより、甲第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 今、埋め立ては何%完成していますか。

○我那覇生雄港湾課長 泡瀬埋立事業の進捗状況ですが、県においては事業費ベースで約35%、国の進捗率は埋立土量ベースで64%となっております。

○嘉陽宗儀委員 それぞれの完成予定を説明してください。

○我那覇生雄港湾課長 県の事業の終期は平成32年度、国は平成28年度と聞いております。

○嘉陽宗儀委員 これは私も長い間かかわってきていますが、もっと現状を見て議会ではそつなく答弁できるようにしないと一私が現場を見ても今の答弁とは全然違います。ですから、少なくともここは議会ですから、何が問題になっているかぐらいは十分説明できるようにしてほしいと要望します。

今までの臨海部土地造成事業で、造成地の売却は進んでいますか。

○我那覇生雄港湾課長 泡瀬地区において埋立造成地を分譲したものはまだございません。

○嘉陽宗儀委員 そもそも埋め立ての目的は新港地区のヘドロを処分するためです。ヘドロで埋め立てた土地が売れるのかと、私はかなり厳しく質疑したつもりですが、結局は私が言うとおりに売れないでしょう。売れる見通しはありますか。

○我那覇生雄港湾課長 泡瀬の埋立事業については、まだ工事中でございまして、埋立竣工認可や土地の登記などの手続がこれからございしますが、事業のスキームとしては土地ができたときには、沖縄市が買い取って沖縄市の土地利用計画に沿った利用を進めていくということになっております。

○嘉陽宗儀委員 今、サンゴ再生事業などいろいろ努力していますので、きょうはこれぐらいで質疑はやめておきますが、県民の財産として泡瀬干潟は貴重なのです。そこを埋めてしまえばもとに戻らない。しかも、土砂の処分場として埋めて、そこにすぐ建物がつくれるわけではないというようなひどい事業です。やはり県民の負託に応えて、よく頑張っているということを言われるぐらい現況調査をしっかりと行って報告してはどうですか。議会に向けて、現況は見て来なかったでしょう。

○我那覇生雄港湾課長 現場については、工事の最盛期であるとか、特に環境面のところや進捗状況も夏には見てまいりましたが、最近は見えていないのが正直なところとございまして、機会を見つけて確認して来たいと思います。

○嘉陽宗儀委員 きょうの議会でこれが議題になって、いろいろ質疑が出ることをわかっていながら、現場を見てこようかという気にならずによく臨んでいますね。これで質疑を終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 資料2の4の図2で、軟弱地盤対策工を行ったということですが、水位が上昇した原因は何ですか。

○我那覇生雄港湾課長 資料2の4の図2は断面図になっております。下から2番目の断面図は当初の計画でございまして、国の埋立部分と軟弱地盤対策工を行う部分との距離がございました。今年度、国が埋め立ての進捗ペースを上げてございまして、下の図になりますが、国の埋立部分が大分左側に寄ってきております。そのため、埋立地の中にある水位が当初の水位から大分上昇しております。水位上昇は、そういう国の埋立事業の進捗によるものでございます。

○翁長政俊委員 容積が縮まれば水位が上がるのは当たり前の話で、普通は水を抜くのではないですか。浸水対策の堤を追加工事を出さないように水を抜いていけば可能な工事だろうと思うのですが、なぜこのようになったのか理解ができません。

○我那覇生雄港湾課長 泡瀬の埋立事業については、環境に十分配慮しながら施工を進めてございまして、水位上昇分の水をなかなか外には出せないという事情がございまして、濁水処理などを行いますとコストがかかるものですから、それよりは安価な浸水対策のための築堤をすることによって事業を進捗したいということでございます。

○翁長政俊委員 結局、埋め立てを進めていけば水を抜かないといけないのではないですか。

○我那覇生雄港湾課長 通常でしたら、例えばポンプアップなどで水位の上昇を抑えることは可能でございまして、ここは泡瀬でございまして、自然に水位が下がるのを待たざるを得ない状況がございまして。

○翁長政俊委員 国の埋め立ての進捗が早まったということですが、平成28年度分も入れて64%なのですか。今の段階で何%ぐらい早まって進んでいるのですか。

○我那覇生雄港湾課長 先ほど国の進捗率が土量ベースで64%とお話ししましたが、これは平成27年度末でございます。訂正いたします。

○翁長政俊委員 国の埋め立ての進捗が早まったということで、事業がどんどん進んでいるわけですね。平成28年度、現段階でどれぐらい埋め立てられているのかということは把握していませんか。

○我那覇生雄港湾課長 平成28年度末の国の進捗率は85%の見込みと聞いております。

○翁長政俊委員 いずれにしろ埋立事業を早目に行って工期内におさめ、免許を全て取って売却をしていく。そして、特別会計の収支のバランスをとっていくことがこの事業の目的でしょうから、早目にバランスがとれて計画どおり物事が進んでいくことを期待していますので、頑張ってください。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第10号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の11ページをごらんください。

乙第10号議案工事請負契約について、御説明いたします。

本議案は、宜野湾北中城線トンネル本体工事(その2)の工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額は12億6867万6000円で、契約の相手方は株式会社大城組、株式会社豊神建設、テックサービス株式会社の3社で構成する特定建設工事共同企業体

でございます。

当該工事は、主要地方道宜野湾北中城線における片側上り車線延長263メートルのトンネル本体工事及び先行工事である片側下り車線のトンネル坑内を覆うコンクリートを施工する工事でございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝道路街路課長 お手元に配付しております資料2の5で、乙第10号議案宜野湾北中城線トンネル本体工事（その2）の工事請負契約について、説明いたします。

1 ページをごらんください。

上段の図は、宜野湾北中城線トンネルの計画平面図です。中段には側面から見た縦断図、下段左側には全体事業概要、右側にはトンネル坑口終点側の断面図、工程表を表示しております。

宜野湾北中城線トンネルは、延長263メートルの眼鏡トンネルとなっており、平成30年度の完成を目指しております。

2 ページをごらんください。

今回の工事は、宜野湾北中城線における片側上り車線延長263メートルのトンネル本体工事及び下り車線のトンネル坑内を覆うコンクリートを施工する工事であります。

工事期間としては、議会の議決のあった翌日から平成30年3月25日までを予定しております。

今回の工事は、土木工事業の登録企業で3社共同企業体を自主結成し、一般競争入札での入札方式としました。

また、その他の主な入札参加資格要件として、代表構成員におきましては、土木工事業の特Aとして登録されている者で、経営事項審査評定値1000点以上の者を求め、沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所がある企業としております。

構成員①におきましては、土木工事業の特Aとして登録されている者で、沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所がある企業としております。

構成員②におきましては、土木工事業のAとして登録されている者で、沖縄県中部土木事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所がある企業としております。

3 ページをごらんください。

こちらは、落札者を決定した総合評価落札方式に関する評価調書であります。

下段の総合評価結果の欄をごらんください。

3つの共同企業体の入札参加があり、それぞれの企業体の入札額及び技術点を記載しております。

結果としましては、株式会社大城組・株式会社豊神建設・テックサービス株式会社特定建設工事共同企業体を落札者とし、税込み価格で12億6867万6000円で仮契約を締結しているところであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び道路街路課長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 総合評価方式で落札者が決まっていますが、落札率は何%ですか。

○古堅孝道路街路課長 落札率は92.86%となっております。

○嘉陽宗儀委員 最近、落札率がかなり上がっている感じがするのですが、普通どおりの率ですか。

○古堅孝道路街路課長 統計的に調べたわけではありませんが、92.86%というのは最近では低いほうだと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 トンネルが完成すると、バイパス機能を持った産業道路としてかなり高規格なものになるのですか。

○古堅孝道路街路課長 この道路は中部地域のはしご道路として非常に重要な幹線道路になると考えております。計画交通量も推計で5万7700台となっていて、基幹的な道路になるものと考えております。4車線でございます。

○翁長政俊委員 これは長年の懸案で、国道58号を含めて泡瀬側、中城湾港に抜けていくバイパス機能を持った高規格な道路が、産業構造上、何としても必要だということだったと思います。ですから、この道路が完成し、信号もたくさんつくらずに、サーラナイと行けるような高規格なバイパス機能を持ったものになれば効果的で非常にいい道路だと思っておりますが、そのように期待していいですか。

○古堅孝道路街路課長 東海岸と西海岸を結ぶ道路としましては、最近、供用開始しました沖縄環状線と同等な道路になるものと考えております。

先ほどの質疑で、落札率92.86%が高いのか、低いのかについてですが、平成28年度土木建築部発注工事の上半期における落札率は93.7%となっております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料の1の12ページをごらんください。

乙第11号議案工事請負契約について、御説明いたします。

本議案は、市道石嶺線都市モノレール石嶺駅建設工事（建築）の工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額は9億720万円で、契約の相手方は先嶋建設株式会社、有限会社大地建設の2社で構成する特定建設工事共同企業体でございます。

当該工事は、市道石嶺線モノレールインフラ部における石嶺駅の建築工事でございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○松島良成都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の6

で、乙第11号議案の市道石嶺線都市モノレール石嶺駅建設工事（建築）の工事請負契約について、説明いたします。

今回の工事は、市道石嶺線モノレールインフラ部における石嶺駅の駅舎建築工事であります。

1 ページをごらんください。

工事の概要について説明いたします。

上段右側の図は、石嶺駅の計画断面図であります。上段左側には完成予想図、下段左側には事業概要、右側には整備工程を表示しております。

石嶺駅は、延べ床面積1922平米、鉄骨構造となっております。また地域の支え合いをイメージし屋根は立体トラス構造を採用しているほか、外壁にはガラスを設置し景観に配慮しております。

現在、躯体の製作工事が行われており、工事が終わり次第、今回の議案となっております駅舎本体の建築に取りかかる予定となっております。竣工は平成30年3月を予定しております。

2 ページをごらんください。

中段にあります議案の概要における契約方法について説明いたします。

入札方法といたしましては、一般競争入札の総合評価方式で行っており、入札参加資格は代表構成員におきまして、建築工事業の特Aとなっております。また、その他の構成員につきましても建築工事業の特Aの企業としております。

以上で構成される2社共同企業体の自主結成として、一般競争での入札方式としております。

その他の主な入札参加資格要件として、代表構成員におきましては、建築一式工事を元請で施工した者及び沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所がある企業としております。

その他構成員におきましても、沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所がある企業としております。

総合評価結果につきましては、次ページで説明いたします。

3 ページをごらんください。

こちらは、落札者を決定した総合評価落札方式に関する評価調書であります。

下段の総合評価結果の欄をごらんください。

11の共同企業体の入札参加があり、それぞれの企業体の入札額及び技術点を記載しております。

結果としましては、先嶋建設株式会社・有限会社大地建設特定建設工事共同企業体を落札者とし、税込み価格で9億720万円で仮契約を締結しているところであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 追加資料提出辞退とはどういうことですか。

○松島良成都市計画・モノレール課長 入札が低入札調査基準価格を下回ったため、追加資料の提出を要求し、その資料の提出を辞退したものとなっております。

○糸洲朝則委員 これは低入札を予防するための制度ですか。普通は高いものがオミットされると思いますが。

○松島良成都市計画・モノレール課長 低入札調査基準価格というのは、過去にダンピングがあり、品質確保の観点から最低限の品質を確保するというところで設定されているものでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の13ページをごらんください。

乙第12号議案工事請負契約について、御説明いたします。

本議案は、市道国際センター線都市モノレール経塚駅建設工事（建築）の工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額は8億7285万6000円で、契約の相手方は南洋土建株式会社、三善建設株式会社の2社で構成する特定建設工事共同企業体でございます。

当該工事は、市道国際センター線モノレールインフラ部における経塚駅の建築工事であります。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○松島良成都市計画・モノレール課長 資料2の7で、乙第12号議案の市道国際センター線都市モノレール経塚駅建設工事（建築）の工事請負契約について、説明いたします。

今回の工事は、市道国際センター線モノレールインフラ部における経塚駅の駅舎建築工事であります。

1ページをごらんください。

工事の概要について説明いたします。

上段右側の図は、経塚駅の計画断面図であります。上段左側には完成予想図、下段左側には事業概要、右側には整備工程を表示しております。

経塚駅は、延べ床面積1676平米となっており、鉄骨構造となっております。また、緑との調和をイメージし屋根を支える柱をY型の柱として駅の側面を形成することで、景観に配慮しております。

現在、躯体の製作工事が行われており、工事が終わり次第、今回の議案となっております駅舎本体の建築に取りかかる予定となっております。竣工は平成30年3月を予定しております。

2ページをごらんください。

中段にあります議案の概要における契約方法について説明いたします。

入札方法といたしましては、一般競争入札の総合評価方式で行っており、入札参加資格は代表構成員におきまして、建築工事業の特Aとなっております。また、その他構成員につきましても建築工事業の特Aの企業としております。

以上で構成される2社共同企業体の自主結成として、一般競争での入札方式としております。

その他の主な入札参加資格要件として、代表構成員におきましては、建築一式工事を元請で施工した者及び沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所がある企業としております。

その他構成員におきましても、沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所が

ある企業としております。

総合評価結果につきましては、次ページで説明いたします。

3ページをごらんください。

こちらは、落札者を決定した総合評価落札方式に関する評価調書であります。

下段の総合評価結果の欄をごらんください。

11の共同企業体の入札参加があり、それぞれの企業体の入札額及び技術点を記載しております。

結果としましては、南洋土建株式会社・三善建設株式会社特定建設工事共同企業体を落札者とし、税込み価格で8億7285万6000円で仮契約を締結しているところであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 先ほどの議案と関連するのですが、低入札調査基準価格というのは最低制限価格のことですか。

○松島良成都市計画・モノレール課長 総合評価方式で設定しています低入札調査基準価格というのは、一般競争入札で行う最低制限価格と同じように取り扱っております。

○座波一委員 その隣の失格基準価格というのは何ですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 一般競争入札などの最低制限価格は、最低制限価格未満になった場合に即失格になります。ただし、総合評価方式の低入札調査基準価格は、低入札調査基準価格の下に失格基準価格がありまして、この失格基準価格未満になると失格になります。その間にあるものは、追加資料を提出してもらって本当にできるかどうかを確認し、できるのであれば契約すると

いう仕組みになっております。

○座波一委員 W T Oに関する国際入札とは関係ないですか。4億円以上と聞いているのですが、どうですか。

○上原直美技術・建設業課建設業指導契約監 金額が24億7000万円以上のものにつきましてはW T O案件ということで、最低制限価格を設けずに発注しなければいけないことになっております。この案件については24億7000万円未満なので、W T O案件ではなく総合評価方式の一般競争入札で発注しております。

○座波一委員 24億7000万円ですね。確認しました。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第13号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の14ページをごらんください。

乙第13号議案工事請負契約について、御説明いたします。

本議案は、城間前田線都市モノレール浦添前田駅建設工事(建築)の工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額は8億522万6400円で、契約の相手方は大晋建設株式会社、株式会社太名嘉組の2社で構成する特定建設工事共同企業体でございます。

当該工事は、城間前田線モノレールインフラ部における浦添前田駅の建築工事でございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○松島良成都市計画・モノレール課長 資料2の8で、乙第13号議案城間前田線都市モノレール浦添前田駅建設工事(建築)の工事請負契約について、説明いたします。

今回の工事は、城間前田線モノレールインフラ部における浦添前田駅の駅舎建築工事であります。

1 ページをごらんください。

工事の概要について説明いたします。

上段右側の図は、浦添前田駅の計画断面図であります。上段左側には完成予想図、下段左側には事業概要、右側には整備工程を表示しております。

浦添前田駅は、延べ床面積1676平米、鉄骨構造となっております。また、浦添前田駅は浦添グスクや城壁のイメージを表現するため、屋根に石積み風のデザインをするなど景観に配慮しております。

現在、躯体の製作工事が行われており、工事が終わり次第、今回の議案となっております駅舎本体の建築に取りかかる予定となっております。竣工は平成30年3月を予定しております。

2 ページをごらんください。

中段にあります議案の概要における契約方法について説明いたします。

入札方式といたしましては、一般競争入札の総合評価方式で行っており、入札参加資格は代表構成員におきまして、建築工事業の特Aとなっております。また、その他構成員につきましても建築工事業の特Aの企業としております。

以上で構成される2社共同企業体の自主結成として、一般競争での入札方式としております。

その他の主な入札参加資格要件として、代表構成員におきましては、建築一式工事を元請で施工した者及び沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所がある企業としております。

その他構成員におきましても、沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所がある企業としております。

総合評価結果につきましては、次ページで説明いたします。

3 ページをごらんください。

こちらは、落札者を決定した総合評価落札方式に関する評価調書であります。

下段の総合評価結果の欄をごらんください。

11の共同企業体の入札参加があり、それぞれの企業体の入札額及び技術点を記載しております。

結果としましては、大晋建設株式会社・株式会社太名嘉組特定建設工事共同企業体を落札者とし、税込み価格で8億522万6400円で仮契約を締結しているところであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 入札者の取り抜け方式ですが、応札後に取り抜けを決めるのですか。

○松島良成都市計画・モノレール課長 応札後の設定となります。

○座波一委員 落札したということはわかっていますので、当初から取り抜け対象者になるのではないですか。

○松島良成都市計画・モノレール課長 応札は同時に行われますので、その時点では判断ができないこととなります。

○座波一委員 時期的に同時なのですね。

○松島良成都市計画・モノレール課長 はい。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 県の手持ち工事があり、何%か達成しないと工事を再度とることができないようなルールはあるのですか。自治体によっては、この自治体が発注した工事を持っていて、7割ぐらいの施工率があつて初めて入札ができるとか、次の物件にエントリーできるというシステムを持っているようですが、沖縄県はそういったシステムはあるのですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 今、委員の言われたようなシステムにはなっておりません。

○翁長政俊委員 市町村では多くの業者に受注機会を与えるというシステムでこういったことを行っている自治体があるのですが、これに対する県の評価はありますか。

○宮城理土木建築部長 御説明させていただいている乙第13号議案の資料の3ページ、総合評価落札方式に関する評価調書をごらんいただきたいと思います。価格以外の評価結果という欄で、企業の施工実績の中に手持ち工事量という項目がございます。受注をしている企業についてはこの部分での点数に影響があって、低くなっていく形になります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 総合評価について確認させてください。優良技術者表彰で差が出るというのは、応札した会社で優良技術者がいないということですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 会社と技術者個人の表彰があるのですが、会社が表彰を受けた場合と、表彰を受けた人がいる場合に点数の差をつけて、よりよい業者を選択する方法をとっております。

○具志堅透委員 期間は1年間で区切るのですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 3年間となっております。表彰が大体夏ごろにあるのですが、例えば今年度1年目にとったとすると、今年度を含む3年間は対象となります。

○具志堅透委員 そうであれば、ここで0点ということは過去3年間に表彰を受けた者がいなかったということに理解していいですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 そのとおりでございます。

○具志堅透委員 この表彰はどこが行うものですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 対象としましては、沖縄県と沖縄総合事務局の

発注工事でございます。

○具志堅透委員 よくわからないのですが、また別の機会で聞こうと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋大河委員。

○照屋大河委員 2つの企業体が無効、追加資料提出辞退となっていますが、その前入札もこの企業体は無効になっています。先ほどの説明を聞くと、追加資料の提出があれば可能性があるかと受けとめたのですが、入札に参加して一これはどのように理解したらいいのですか。

○上原直美技術・建設業課建設業指導契約監 低入札調査基準価格以下で受注する業者については品質が確保されるのかどうかという不安もありますので、ダンピング防止対策ということで、資料で確認をします。業者の信用度や技術者のレベルの状況も確認しますので、追加資料がかなり膨大な量となります。このため、辞退する業者が多いということです。それから、低入札調査基準価格以下で落札した場合は、配置予定技術者を2人にするなどのハードルがありますので、業者にとっては負担が大きいですので辞退するということがあります。発注者側としてはそれをもって品質の確保、ダンピング防止につなげているところではあります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第14号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の15ページをごらんください。

乙第14号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、御説明

いたします。

本議案は、平成27年第8回沖縄県議会乙第11号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

浦添西原線都市モノレール建設工事（地下構造物H27-N A T M）の契約金額16億725万6000円を1414万440円増額し16億2139万6440円に変更するものでございます。

当該工事は、沖縄都市モノレールインフラ部地下区間における241.5メートルのトンネルを施工する工事でございます。

変更内容は、立て坑鋼矢板の地盤改良に伴う汚泥処理の増や、地域住民からの要望に伴う騒音対策の追加などによる増額を行うものでございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○松島良成都市計画・モノレール課長 資料2の9で、乙第14号議案浦添西原線都市モノレール建設工事（地下構造物H27-N A T M）の工事請負契約についての議決内容の一部変更について、説明いたします。

今回の変更は、立て坑鋼矢板の地盤改良に伴う汚泥処理の増や、地域住民からの要望に伴う騒音対策の追加などによる増額を行うものです。

1ページをごらんください。

上段の図はトンネルの計画平面図、中段の図は側面から見た縦断図です。下段左側には事業概要、下段右側には整備工程と、ことし10月時点の状況を表示しております。

計画平面図において、変更対象の工事箇所を赤色の破線で示しております。なお、工事の進捗につきましては、10月末時点において、トンネル断面の上半分の約80メートルを施工完了しており、赤色の斜線で示しております。

2ページをごらんください。

今回の変更内容は、立て坑鋼矢板の地盤改良に伴う汚泥処理の増や地域住民からの要望による騒音対策の追加などの増額を行うものであります。

今回の変更に伴う請負代金の増額は1414万440円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時21分再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、乙第15号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の16ページをごらんください。

乙第15号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、御説明いたします。

本議案は、平成28年第1回沖縄県議会乙第51号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

航空機整備基地新築工事（造成2期及び格納庫建築）の契約金額84億2400万円を7億8578万6400円増額し、92億978万6400円に変更するものであります。

変更内容は、発生土の場外搬出及び仮設計画の変更等により、工事請負契約を変更するものであります。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○嘉川陽一施設建築課長 資料2の10で、乙第15号議案航空機整備基地新築工事（造成2期及び格納庫建築）の工事請負契約についての議決内容の一部変更について、御説明いたします。

1ページをごらんください。

航空機整備基地の建設地の位置は、那覇空港内の那覇市字大嶺地内であり、敷地面積は2万9396平方メートルであります。

事業の目的としましては、那覇空港内に航空機整備施設を建設し、新たな臨空型産業及び雇用の創出を図るものであります。

下の図は、建物の完成イメージを示しており、今回の工事は造成工事と格納庫の建築工事であります。

2ページをごらんください。

建物の概要としましては、延べ面積が1万7858平方メートル、鉄骨造3階建て、主な施設用途は大型機格納庫と小型機格納庫であります。

中段の平面図のとおり、大型機1機、小型機3機が格納できるようになっております。

大型機格納庫には塗装機能を備えております。

次に、3ページをごらんください。

今回、契約改定を予定する工事の請負者、現契約金額、変更契約金額等は表のとおりとなっております。

変更の主な内容は、当初の発生土処理先として予定していた那覇空港内残土置き場の一部が使用できなくなったことから、場外へ持ち出すための運搬費等の追加及び仮設計画の変更として、消防用仮設通路の設置に伴い、近接する廃水処理棟を追加するものであります。

下段の図、中央部の茶色部分が今回の造成工事で切り土を行う箇所であり、緑色の3カ所に仮置きを行うこととしております。

この変更により、乙第15号議案航空機整備基地新築工事（造成2期及び格納庫建築）の契約金額は、7億8578万6400円の増額となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び施設建築課長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 供用開始までの工程について説明願えますか。

○嘉川陽一施設建築課長 造成工事については、平成29年6月末に完成する予定でございます。格納庫については、その後、建築工事を進めることとしており、平成30年10月には完成する見通しとなっております。

○座喜味一幸委員 航空機整備基地に絡んで雇用を含めた経済的な波及が期待されるのですが、航空機整備基地を中心として、その他の関連産業等を含む全体の構想についてはどこでどのような形で作られているのか。その状況はどうなっていますか。

○金城清光企業立地推進課長 期待される経済効果ですが、委員の御指摘のように当事業者のほか、航空関連産業は裾野の広い産業であることから、金属精密加工、金型関連等の製造業、さらに情報システムなどの開発を行う情報通信関連産業といった波及効果、また、技術系の人材育成においても寄与できると考えております。事業効果につきましては、平成26年に実施しました沖縄県航空機整備戦略調査において、航空関連産業クラスターの形成の先進地であるシンガポールの事例から分析を行いました。実際には事業開始から10年後において生産額が290億円、雇用創出効果が1970人となっております。

○座喜味一幸委員 これは土木建築部サイドだけでできるような問題ではないと思いますが、目標達成のための連携体制は具体的にどのような形で進められるのですか。

○金城清光企業立地推進課長 今回の格納庫の新設については、土木建築部が執行しておりますが、実際に関連クラスターの形成に向けた取り組み、さらなる企業立地については、商工労働部において取り組みをいたします。また、人材育成を含め、琉球大学や沖縄工業高等専門学校とも意見交換を始めており、既に沖縄工業高等専門学校においては航空関連の学科の設置なども進んでいるところです。

○座喜味一幸委員 当面、考えられるクラスターの核となるべき主要な事業、産業等々、周辺の土地利用も含めてどの程度まで具体的なものがあるのか、御説明願えますか。

○金城清光企業立地推進課長 関連クラスターの具体的な業種や事業内容などにつきましては、いかなるものが沖縄にふさわしいのか、あるいは沖縄が有利

に進められるのかといった点について、関連のクラスター調査を行っているところでもあります。

○座喜味一幸委員 維持管理は全日空が核となって進めると理解しているのですが、航空機等の整備は他会社の航空機等の整備も含めるのか、LCC等も可能性があるのですが、その辺は今後どうするのですか。

○金城清光企業立地推進課長 事業会社であるMROジャパン株式会社の取引先といいますか、どういった分野の仕事をとってくるのかといった点につきましては、当然にANAなどの航空会社、さらに、委員から御指摘がありましたように、今後新たにふえていくであろうLCCの事業会社からの整備受託を想定しております。そのほか、国産初のジェット旅客機でありますMRJについても整備を行う世界の3拠点のうちの一拠点として、那覇地区で展開するMROジャパン株式会社が指定されているところでございます。

○座喜味一幸委員 指定管理という形をとると思いますが、県の財政に対する影響や県からの持ち出し等に関して、今後の見通しを教えてください。

○金城清光企業立地推進課長 当施設の維持管理、いわゆる箱の管理ということになりますが、今後、使用料の算定も含めて引き続き検討していく部分として考えております。

○座喜味一幸委員 経済効果は190億円、雇用1970名程度の大きな波及性があると言いますが、これは商工労働部、文化観光スポーツ部などとの連携の中で進めていかないといけないと思っていますので、ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。

○宮城理土木建築部長 企業立地推進課長から説明したように、航空機整備基地自体は非常に重要で裾野の広い産業だということで、今後の波及効果が非常に高いということを商工労働部長も議会の中で答弁してきたところでございます。今回、整備するのは航空機整備基地—MROジャパン株式会社が実際に担うメンテナンスとリペアー、オーバーホールという重整備までの事業をこの施設では展開します。それ以外の周辺産業については、恐らく空港外に立地することになっていくと思いますが、今後は商工労働部がどういう計画を立ててどの部分にどういう施設を立地するのかということ、我々も確認しながら協力

できるものは最大限協力していきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 平成30年10月までに格納庫を完成させるということですが、ここまでが県の工事ですよね。中の設備機器についてはANAが行うのですか。

○金城清光企業立地推進課長 格納庫に付属設備として当然に想定される部分は県が行い、航空機の整備として必要な設備については入居者が行うということになっております。

○糸洲朝則委員 11月1日に会派で大阪府の整備工場を見てきたのですが、格納庫の規模もさることながら、整備用のプラントがすごくいい設備なのです。機械を整備するわけですから、設備機器を導入するほうがメインになるだろうという思いで見てきたのですが、それは県とANAの共同作業になるのですか。

○金城清光企業立地推進課長 設備のうち、建物に附属していて不可分なものについては県が整備をしますが、ハンガー—足場のようなものは事業者が用意します。建物が完成してから行うことが可能なものと、建物の建築と並行して入れ込んでいかなければならないものに大別されますが、事業者が負担すべきもので建物が完成する前に造作をしなければならないものについては、並行して事業者において構築することも調整をしているところです。

○糸洲朝則委員 供用開始して、実際に仕事ができるようになるのはいつの予定ですか。

○金城清光企業立地推進課長 供用開始時期ですが、完成後、直ちにこちらからは入居の使用許可を与えたいと考えております。なおかつ、格納庫の前面の駐機場の整備につきましても、県の施設に合わせて完成するよう国土交通省と調整をしているところです。

○糸洲朝則委員 平成30年10月に供用開始ということでもいいですか。

○金城清光企業立地推進課長 県の供用開始時期に合わせて全体がしっかりと

スタートできるよう関係各所とも調整してまいります。

○糸洲朝則委員 座喜味委員の質疑とも関連しますが、大阪府の整備工場で今年度、県出身者が19人、来年度は24人の採用が確定しているということも聞きました。工場を視察したときに話す機会があったのですが、人材育成にかかる費用や期間を考えると、沖縄の子供たちが熟練工となっていくまでには10年以上かかるだろうと思いついておりました。したがって、雇用や企業としての基盤づくりも含めて、この施設は10年以上の長い目で見ないといけないだろうという思いがしております。当然、そこには県のかかわりがついて回るものだと思います。今、10年以上という話をしましたが、それぐらいの構想も含めてお話しいただければありがたいと思います。

○金城清光企業立地推進課長 MROジャパン株式会社は設立したばかりで、今、伊丹空港において事業を展開しているところです。おっしゃるように19人の県出身者を今年度から採用して教育をしております。次年度以降も継続的に採用して、しっかり鍛えていただけてと考えております。沖縄でこの箱が供用開始され、企業が沖縄で事業展開をしていく中で、県出身者が中核的な技術人材として成長し、この会社をしっかりと切り回していくところまで、県としてもしっかりと支援をしていきたいと思っております。また、この会社に限らず、関連の技術系の事業や仕事が県内で可能な限りできるよう技術的なサポート、あるいは県内企業とも連携して育てていくといったところを県の役割として担っていきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 もう一点、関連業種として、例えば三菱重工株式会社が開発したMR Jは、愛知県の工場で大分は完成しているようですが、ペイントの作業を沖縄でできないものかという話があったと思うのです。そうであれば、この格納庫の中でできるのか、ほかのところでやるのかは別として、MR Jの仕上げを関連業種として誘致すること等も考えていますか。

○金城清光企業立地推進課長 MR Jについては、愛知県で組み立て、ペイントを行っている聞いております。航空機の組み立てにはさまざまなライセンスなどがあると聞いておりますが、沖縄の格納庫は組み立てというよりも、むしろ整備を行うという観点で事業者としても考えております。ただし、この格納庫にも大型機のペイントのためのハンガー—ペイントができる機能が用意されておりますので、MR Jのペイントなども機能としては可能かと思っております。

実際に実施するかどうかについては、事業者の判断、あるいは企業間の取引ということになるかと思えます。

○糸洲朝則委員 なぜかというところ、ちょうど伊丹の工場を視察したときは11月1日で寒かったのです。工場を暖房をすることに莫大な費用がかかるということで、沖縄は暖房費用がないということだけでもベストな位置だと。そうであれば、MRJのペイントなどは最適だと思って話を聞いていたものですから、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

○金城清光企業立地推進課長 委員の御指摘のように、沖縄でペイントができる機能を設けたというのは沖縄の気候が塗装に適した環境下にあるということもあってのことなので、そうした優位な機能は企業においても積極的に活用いただけると考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○座波一委員 発生土処理による運搬費の追加などとなっておりますが、今、沖縄県の運送業界では人手不足が発生していて、地元業者の運転手がいなくなるという訴えがありました。空港工事の関連で、埋め立ての現場と言っておりますので、今回の現場も関連するかもしれないと思っておりますが、本土系企業がトラックを持ち込んできて、白ナンバーで現地のドライバーを募集していると。白ナンバーですから、運送費ではなく日当という形で払っているので採用はできると思っておりますが、日当が県内は8000円ぐらい、募集するところは1万二、三千円ということではるかにいいものですから、運転手がそこに流れているということです。その現状は把握していますか。

○嘉川陽一施設建築課長 この現場に関しては、今のところ地元の運搬業者と契約をしていると聞いております。全て地元の企業を下請に使っているということですが、それ以外の白ナンバーについては使われている状況ではないと聞いております。

○座波一委員 白ナンバーだから問題という意味ではなく、白ナンバーでできないこともないのでそれはそれでいいのですが、地元企業が対応できなくなっているという現実を把握してほしいのです。現地の業者を使っていると思いま

すということで終わってはいけませんので、実際はどうなっているかということ調べてほしいです。那覇空港第2滑走路の埋立地の問題も同じ状況なので、国発注ではありますが、何とか地元業者を使うよう要望できないでしょうか。

○嘉川陽一施設建築課長 土木建築部では、これまで下請の県内企業優先活用ということで特記仕様書にもうたっております。これについては工程会議等を踏まえて、常々元請業者にも要請をしているところでもありますし、今後ともしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○座波一委員 県内企業優先ということで、県はその辺を末端までしっかり見届けてチェックしてほしいと思います。やっていると思うということで終われば、実際にどうなっているかわからないのです。ぜひ県が目的のとおり県内企業のために何らかの手を打つところまで考えてほしいと思いますが、どうですか。

○宮城理土木建築部長 下請業者も含めて県内企業への優先発注については、これまでもさまざまな機会でご要望もありませんし、我々もしっかり取り組んできたつもりでございます。今回、WTO案件ということもあり、県内企業を指定することはできなかったのですが、県内企業の出資比率を上げることによってインセンティブを与えるということを公募の段階では取り組んでいました。その結果、3社のJVですが、子のほうにいる沖縄県内の業者2社については通常の比率よりも随分高目の設定になっていると理解しております。一方、元請の比率が上がったからといって下請の段階で県外に流れていくということは、引き続き工程会議を含めてあらゆる機会をお願いをしてチェックしていかないといけないことだと思っております。今回のケースに限って言えば、100メートルを超える大スパンの鉄骨構造ということもあって、材料も含めてなかなか県内だけでは調達が難しい部分があります。ですから、工種によっては県外に流れざるを得ない部分もあると思いますが、県内でできるものは引き続きしっかりフォローして行って、それは確認していきたいと考えております。

○座波一委員 上物工事の話ではなく、造成の件についてお願いします。

○宮城理土木建築部長 造成についても、県内でできるものや業者を確保できるものについてはしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の17ページをごらんください。

乙第16号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、御説明いたします。

本議案は、平成28年第3回沖縄県議会乙第5号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

国道449号新本部大橋橋梁整備工事(上部工P3～A2)の契約金額10億9575万7200円を7441万3080円増額し、11億7017万280円に変更するものでございます。

当該工事は、新本部大橋における橋脚P3、橋脚P4、橋台A2区間の上部工となる延長136メートルの鋼床版箱桁を製作し、架設する工事でございます。

変更内容は、契約書第18条及び契約書第19条に基づく設計の一部変更に伴い増額するものでございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝道路街路課長 資料2の11で、乙第16号議案国道449号新本部大橋橋梁整備工事(上部工P3～A2)の工事請負契約についての議決内容の一部変更について、説明をいたします。

今回の変更は、契約書第18条及び契約書第19条に基づく設計の一部変更に伴い増額するものであります。

1ページをごらんください。

上段の図は、新本部大橋の計画概要図で側面から見た図です。下段左側には全体事業概要、下段右側には整備工程と、ことし11月時点の状況写真を表示しております。

今回、変更対象の工事箇所を赤色で示しております。既に完成した箇所は灰色で示しております。別途施工中の箇所は青色で示しております。

現在、下部工は全て完成し、上部工はA 1 から P 2 が完成しております。当該工事と上部工 P 2 から P 3 が施工中となっております。

当該工事で行う箱桁架設は P 3 橋脚から A 2 橋台までの 2 径間であり、現在、架設作業を行っております。

2 ページをごらんください。

上部工 P 3 から A 2 の変更内容は、別途施工している既設橋梁の補修工事において、当初想定していなかった箱桁内部におけるボルトの腐食が確認されたことに伴い、新橋に使用する桁内部のボルトを防錆性のボルトに変更したことなど、設計の一部変更を行うものであります。また、工事着手後に受注者と協議の上、決定することとしていた工場製品の輸送や重機の輸送分解組み立ての回数について、受注者との協議が調ったことから、変更を行うものであります。

今回の設計の一部変更に伴う請負代金の増額は、7441万3080円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び道路街路課長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 最終的な完了年度はいつになりますか。

○古堅孝道路街路課長 今年度で今回の工事は終わります。それから、中央径間部分を4月ごろ架設する予定です。その後、平成29年度内に新橋の舗装を含めた橋面工を行います。そこで、交通を変更して旧橋の補修、補強を平成30年度に完了し、4車線が完成する予定となっております。

○具志堅透委員 平成30年度に完成すると、すぐ供用開始できるのですか。

○古堅孝道路街路課長 平成30年度に旧橋を補修し、平成30年度末に供用開始

できる予定です。

○具志堅透委員 平成30年度末に供用開始予定ということですが、そこまでの接続部分は西側の警察署のほうから一国道449号の道路部分がありますよね。その部分の法線は決まっていると思いますが、中央分離帯のありなし、あるいは中央分離帯を入れるのであればどこであけるのか、横断歩道、歩道、信号機はどうなのか、その辺は全て固まったのですか。

○古堅孝道路街路課長 中央分離帯については、今、警察と協議をしております。地元から強い要望があった中央分離帯はなくすことにしております。その代替としてゼブラ処理—白線を提案したところでございます。それに対して県警察からは安全ポールをつけてほしいということがあり、その間隔では車が横断できないような場所があります。そこをあけるならば、安全性を証明してくださいということがありましたので、現在、シミュレーション等を行って安全性の確認をしているところでございます。

○具志堅透委員 その部分の工事も平成30年度末には終わるということでしょうか。

○古堅孝道路街路課長 一般部の改良については、まだ用地取得が終わっておりませんので、現段階でいつまでということは申し上げられませんが、平成30年代のできるだけ早い時期に供用したいと考えております。

○具志堅透委員 その部分は非常に交通量が多く、今でも横断しづらいような状況になってきているのです。そこは4車線になって拡幅—幅員が広がると、もっとひどくなるのではないかと危惧しているところです。車の右折、左折も非常に難しくなっているのですが、人の横断に対してはしっかり検討していただきたいと思います。その辺はどう考えていますか。例えば、信号をつけて横断歩道をつけるとか、そういったところまで検討していますか。

○古堅孝道路街路課長 4車線になりますので、やはり横断歩道は信号機がついているところに限定していくということで、その場所も含めて県警察と調整を行っているところです。

○具志堅透委員 そのこともしっかりと考慮しながら、また、そういったとき

には地元の意向も聞いていただきたい。ある程度の図面ができていれば、その資料を後でもらえませんか。

○古堅孝道路街路課長 まだ県警察との協議が終わっていませんので、それが終わった時点でよろしいでしょうか。

○具志堅透委員 今回の県の考え方でいいです。

○古堅孝道路街路課長 わかりました。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 契約変更の説明として、箱桁内部のボルトを防錆ボルトへ変更する等とあります。この環境を考えれば、当初設計から防錆ボルトを使用するということがごく当たり前の感覚だと思うのですが、そういうことはなかったのですか。

○古堅孝道路街路課長 箱桁である程度、密封されているものですから、当初は通常のボルトでもいいだろうと考えておりました。ところが、既設の橋梁がありまして、そこをあけると中までぼろぼろになっているということで、防錆性の高いものに変えたということがございます。

○糸洲朝則委員 既設の橋梁でさびてしまったものが見つかったというように聞こえるのですが、そうであれば既設部分も防錆ボルトに変えないといけないことになります。それも入っているのですか。

○古堅孝道路街路課長 これから旧橋の補修、補強を行いますので、その段階で変えていくことになります。

○糸洲朝則委員 これは設計ミス指摘されても文句は言えません。これは想定できたことでしょう。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、土木建築部長から本部大橋の旧橋は、30年ほど前のものがあり、今後の補修の段階で防錆ボルトに変える旨の説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 それでは、旧橋の補修は新たな物件になるのですか。今回の7000万円余りは、あくまでも赤色の部分ということですね。

○古堅孝道路街路課長 そうです。

○糸洲朝則委員 現在、施工中の青色の部分は問題ないですか。

○古堅孝道路街路課長 青色と灰色の部分については、同じように防錆ボルトに変更して対応しております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第19号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の18ページをごらんください。

乙第19号議案指定管理者の指定について、御説明いたします。

本議案は、金武湾港宇堅海浜公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

金武湾港宇堅海浜公園の管理は、沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、株式会社T・K企画を選定しております。

また、指定期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日とする予定であります。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○永山正海岸防災課長 資料2の12、乙第19号議案指定管理者の指定について（金武湾港宇堅海浜公園）で御説明いたします。

1 ページをお開きください。

1 の対象施設は金武湾港宇堅海浜公園であります。

2 の施設概要は、駐車場が252台、砂浜延長が450メートル、中央更衣室棟、南側更衣室棟、休憩所等となっております。

次に、2 ページをお開きください。

3 の選定方法について御説明いたします。

公募により指定管理者の募集を行ったところ、1 団体から応募がありました。

沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会において、選定基準に基づく書類審査、ヒアリングなどの内容を加味した総合評価方式による評価を行い、最も評価が高い申請者を指定管理者候補者として選定いたしました。

（3）の選定基準等については、沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例により規定されており、基準ごとの配点は沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会において決定されました。

審査基準1の事業計画書に沿った管理を安定して行える物的及び人的能力を最重点項目として35点の配点とし、その他の項目はごらんとおりの配点としており、合計100点としております。

次に、4 の選定結果について御説明いたします。

（1）の申請団体は、表記の1 団体であります。

（2）の評価点数は、各点数が委員7名の合計となっており、株式会社T・K企画が700点満点中634点となっております。

次に、5 の指定管理者（候補者）及び6 の選定理由について御説明いたします。

事業計画書等が施設の管理を安定して行う上で十分な内容であることから、適切に施設の管理を行うことができると認められたため、株式会社T・K企画を候補者として選定しております。

なお、これまでの指定管理者の指定状況は、第1期がうるま市、第2期が特定非営利活動法人金武湾を蘇生させる会、第3期及び第4期が株式会社T・K企画となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び海岸防災課長の説明は終わりました。

これより、乙第19号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 今回から指定管理の期間が5年になったのですね。前期までは3年間だったと思うのですが、これについては理由がありますか。

○永山正海岸防災課長 指定期間を5年とした理由としましては、県総務部が作成した公の施設の指定管理者制度に関する運用方針の中で、指定管理者の指定期間は5年以内を原則とするということが一つございます。また、一般的に企業が設備投資や金融機関からの借り入れ等を行う場合、経営計画を立てる上では3年よりも5年のほうが計画を立てやすく、融資も受けやすいという事情がございました。

○照屋大河委員 指定管理という取り組みがスタートして、宇堅海浜公園であれば平成17年度からですが、先ほど言ったような理由で5年に変更する一当初、3年にしていたのはどういう理由だったのですか。

○永山正海岸防災課長 前回、指定管理期間を3年間としていた理由については、公の施設の指定管理者制度に関する運用方針で指定管理期間は5年を原則とするということがあるのですが、管理業務に特化した場合は3年ということもあったものですから、3年としていました。しかし、先ほど説明したように5年のほうが経営がしやすいとか、ほかの指定管理の施設を見ると3年よりも5年が主流になってきているという状況があり、今回から5年ということで募集をしております。

○照屋大河委員 応募が1社で、今回の団体は3期連続になるかと思いますが、やはり5年にすることで指定管理者制度の有利性が発揮できることになるかと期待をしています。たくさんの企業が競争して入ってこられていない状況が今回に限っても見られますので、5年にすることで指定管理の仕組みの有利性を発揮できればと思うのですが、ビーチという場所では地域の皆さんを含

めて利用してもらう人たちの安全ということもあります。1社ではありますが、今回の選定基準をクリアして指定するということですが、今回は5年ということで実際に評価をする—5年間たってからしか事業の中身を評価しないのか、あるいは5年の間にどういう運営がされているのかということによって評価をする場面があるのかについてはいかがですか。

○永山正海岸防災課長 指定管理者の指定を受けた後、年に1度モニタリング調査を行っておりまして、その中で経営状況や管理体制、安全の取り組みといったもののチェックをして、年度ごとに所管課で確認をしているところでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 海浜公園の場合はしっかりと指定管理体制をとっておりますが、今、島々には優良ビーチとして土木海岸や農林海岸等々があって、そこに海水浴に来る観光客に対する管理のあり方やそこで営業を行う場合のルールが非常に問題になってきております。今後、マリンレジャーなどでビーチを使っていく上でのルールづくりをしておかないと、地元で相当なトラブルが起きます。そういう意味で、例えば海水浴場などで県が安全のルール、あるいは営業や管理のあり方等のルールをつくって管理していく。土木海岸の場合は護岸から内陸部の管理になっていて、浜の部分の管理においてはどこの所管なのかという問題等があると思います。その辺をトータルで整理していかないと、島々を含めてビーチでのパラソルやシュノーケルの貸し出し、営業のやり方、掃除の責任問題等々が出ています。この辺を海岸防災課としてルールづくりをしていかないといけない時期になっていると思うのです。既に現場でもいろいろな問題が起きています。現場の市町村や観光協会に任せてもなかなか收拾がつく問題ではありません。沖縄県全体でそういう問題が起きていると思うのですが、その辺はどうするのですか。

○永山正海岸防災課長 指定管理をしてもらっている海浜公園については、管理者が安全対策やビーチでの営業行為など、もろもろの規制をしいて管理ができていくかと思うのですが、ほかの海岸についてはなかなか目の行き届いていないところもあるかと思えます。ただ、海浜で遊泳行為を行うためのビーチを開設する際には、公安委員会が所管している届け出がございまして、安全管理

体制における備品等をそろえた者でなければビーチの開設ができないという条例上の規定はございます。

○座喜味一幸委員 実態として、公安委員会の許可をとれば利用できるという条例化、あるいはルール化がされているという理解でいいですか。

○永山正海岸防災課長 条例で届け出が義務づけられておりまして、警察による立入調査も随時、行われているようです。

○座喜味一幸委員 宮古島の事例で、新城ビーチや吉野ビーチ、与那覇前浜ビーチなどでは、レジャーボートの貸し借りの利権争いやパラソルに関する業者間の争いが現に起きています。争いが激しく非常に大変な事情があって、公安委員会で安全性や管理、営業のあり方等の詳細が本当にあるのであれば、そういう問題は起きないと思います。これが現に起きているのはどういうことかと思っているのですが、その辺は現場での調査や県と公安委員会がどこまでやるのかという話とか、ルールを教えてもらわないと一宮古島市、観光協会等を含めた協議会でルールづくりをしようとしているのですが、結局はどの法律に基づいてどこが所管なのかということなど、業者間の争いには誰も入りたくないで、みんな引いてそのままの状態にいるというのが現状です。ですから、おっしゃるような条例があり、公安委員会のルールがあるのであれば、現状調査をして報告いただければと思いますが、どうですか。

○永山正海岸防災課長 ビーチの開設届けを出された海岸については、ビーチ設置届け出者が管理をしているのですが、それ以外のところで開設届けを出さずにビーチを運営しているところで営業行為などのトラブルがあるということは聞いておりまして、我々は海岸管理者ですから、地元とタイアップして監視していきたいと思っております。

○座喜味一幸委員 この条例に絡む規則やルールができているのであれば、資料提供をお願いしたいのですが。

○永山正海岸防災課長 後ほど資料をお持ちしたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員　今回は応募が1団体ということですが、点数の最低ラインはあるのですか。

○永山正海岸防災課長　点数の最低ラインはありません。

○赤嶺昇委員　これは指定管理全体にかかわる問題なのですが、複数であれば高いところが選ばれますよね。しかし最低限度がなければ、1団体であれば必ず決まることになっているのですか。

○永山正海岸防災課長　今回、選定を受けた株式会社T・K企画については、選定委員会の中で申請者が提出するもろもろの資料で、その資格要件をクリアしていること、その上でプレゼンテーションや質問をしたりして評価点をつけていくのですが、株式会社T・K企画については700点満点中634点という点数をとっておりまして、妥当な選定者だと判断しております。最低基準はありません。

○赤嶺昇委員　皆さんは書類が整っているという理由でやっているかもしれませんが、仮に問題を起こしたり、安全にいろいろな問題があったとしても、最低基準がない場合、最後はそこになるのかという懸念があるのです。ちなみに、株式会社T・K企画にはいろいろ課題が出ていますか。出ているものを全部教えてください。

○永山正海岸防災課長　選定をしている株式会社T・K企画については、現指定管理者にもなっておりまして、2期連続で株式会社T・K企画が宇堅海浜公園を管理しています。株式会社T・K企画については、9月27日に県の監査がありまして、その中で会計処理上の不適切な点が何点かあったという指摘は受けております。具体的な指摘内容については、会計収支の元帳が作成されていないとか、指定管理以外の収支が口座の中に混在していたとか、駐車場の発行券の半券を適切に保管していないという指摘を受けております。

○赤嶺昇委員　監査はどれぐらいの頻度で行っているのですか。

○永山正海岸防災課長　株式会社T・K企画の監査は今回が初めてです。

○赤嶺昇委員 6年ぐらいやっていますよね。今回が初めてで不適切なものが見つかって、改善しているとは思いますが、今度は5年になりますよね。延ばすことで運営上の利便性はいいのですが、問題が出てきた以上は頻度もふやして行って一しかも今回1社しか来ていないということは、そもそも指定管理をする魅力がないということが言えますよね。利用料など、皆さんがどれぐらいの予算で行っているかわかりませんが、結局、1社しかない中で会計処理上問題が幾つか出てきたり、いろいろな問題が出ている中で、我々が議会議決事項として審査する上では非常にやりにくい。これを議会議決をするに当たって、こういう問題があって、1社しか出ていないとか、監査を今まで1回しか行ってないということになると、議会として採決に持ち込むのは非常にやりにくいというのが率直な意見なのですが、いかがですか。

○宮城理土木建築部長 今回の公の施設の選定に当たって、学識経験者等を含めた7名の外部の委員で構成されている委員会で審査を行っていただいております。先ほど点数については海岸防災課長が触れていましたが、具体的な内容として指定管理者の事業計画、予算、職員の配置、事業年度における報告、貸借対照表、収支計算、財産目録、納税といったものをしっかりとチェックした上で、最終的に700点満点のうち634点という点数をとっている状況です。最低のラインを設定していないことは確かですが、例えば今回の提案者が300点とか極端に低い点数になった場合には、恐らく委員の中で妥当なのかどうかということが十分議論されるものだとして理解しております。今回のケースに限って言えば、十分な点数が確保できているということはありません。もう一方、委員の御指摘のように、直前の監査で書類等について一部不備があったことがありますので、これは審査の中で直接的に関係しているものではなかったということもありますが、我々としては改善できるのか、それが担保できるのかということを確認した上で指導してきておりますので、この後の指定管理としても妥当な者ではないかと考え、今回、議会に提案させていただいたという流れでございます。

○赤嶺昇委員 選定委員会で選定するに当たって、監査をして課題が出たということも含まれているのですか。

○宮城理土木建築部長 この選定委員会の時期と監査の時期が違いますので、審査の内容としても監査で指摘があったということは直接的にはお伝えしておりません。

○赤嶺昇委員 今回、監査をして課題が出ている。選定委員は学識経験者だと言われていますが、こういった情報もしっかり出していかないと、時期はずれたかもしれませんが、そこが課題だと思います。もう一点は、300点であれば話し合うというファジーな話ではなく、やはり一定程度の基準を持っておかないと、それができない場合はもう一回やり直すぐらいのものにしておかないと、300点だったら何となく議論されて通らないかもしれないという話ではないと思います。ですから、これは株式会社T・K企画の問題に限らず、今後の指定管理全体の課題ではないかと思います。

○宮城理土木建築部長 確かに、御指摘の内容は我々もしっかり基準等をつかって、妥当なラインをしっかりと持った上で委員会の中での選定を進めていただきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 1社しかなかったというケースはほかにもあるのですか。

○宮城理土木建築部長 今回、宇堅海浜公園とあわせて安座真海浜公園についても指定管理者の提案をさせていただいておりますが、安座真海浜公園については2社の提案がありました。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員から質疑内容について補足説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 手元にはっきりした資料を持ち合わせておりませんので、後で調べて御報告させていただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第19号議案に対する質疑を終結いたします。
次に、乙第20号議案指定管理者の指定について審査を行います。
ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。
宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の19ページをごらんください。

乙第20号議案指定管理者の指定について御説明いたします。

本議案は、中城湾港安座真海浜公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

中城湾港安座真海浜公園の管理は、沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、一般社団法人南城市観光協会を選定しております。

また、指定期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日とする予定でございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○永山正海岸防災課長 資料2の13、乙第20号議案指定管理者の指定について（中城湾港安座真海浜公園）の説明資料をごらんください。

1 ページをお開きください。

1 の対象施設は中城湾港安座真海浜公園であります。

2 の施設概要は、駐車場が335台、砂浜延長が460メートル、管理事務所棟、中央更衣室棟、東側更衣室棟、休憩所等となっております。

次に、4 の選定結果について御説明いたします。

(1) の申請団体は、表記の2団体であります。

(2) の評価点数は、一般社団法人南城市観光協会が600点満点中557点で第1位となっております。

次に、5 の指定管理者（候補者）及び6 の選定理由について御説明いたします。

事業計画書等が施設の管理を安定して行う上で十分な内容であり、委員会における評価も第1位であることから、最も適切に施設の管理を行うことができると認められたため、一般社団法人南城市観光協会を候補者として選定しております。

なお、これまでの指定管理者の指定状況は、第1期、第2期ともに南城市、第3期及び第4期が一般社団法人南城市観光協会となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び海岸防災課長の説明は終わりました。

これより、乙第20号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 選定結果の評価点数欄で、第1位は表示されていますが、第2位が表示されていないのはなぜですか。

○永山正海岸防災課長 第2位の団体に対しては、その団体の評価点数を通知しております。しかし、候補者に選定されなかったということで、その団体にとってはイメージダウンにつながるおそれがありますので、そういった配慮から総務部で定めている公の施設の指定管理者制度に関する運用方針の中で表記をしないことになっております。

○座波一委員 それに異論はないのですが、もし非常に僅差で第1位、第2位が決まったときには、その点数の内容が問題になってくると思います。今後、そういったケースは想定していませんか。

○永山正海岸防災課長 現行の運用方針の中で、第1位と第2位が非常に僅差である状況になったときにどうするかという規定はないのですが、運用方針を総務部が定めておりますので、総務部と調整をした上でどのような扱いをするかということは検討してみたいと思っております。

○座波一委員 過去に非常に僅差で争われて問題になった事例もあると聞いていますので、選ぶ側は点数を裏づけるものをしっかり持たないといけないし、議会としてもなぜそこに決まったかという議論になりかねませんので、十分想定して対応ができるようにしておいてほしいと思います。

それから、この安座真海浜公園は人工の海浜公園としてのほしりですよね。平成17年度から管理していきまして、かなり老朽化が進んでいます。要望も上がっていると思いますが、運営にも支障が出ているという現状があります。来年4月ごろには海開きになります。毎回、少額の予算で小規模の修理を繰り返す

ているという状況ですが、もう10年以上経過していますので、抜本的な修繕は考えていないのですか。

○永山正海岸防災課長 安座真海浜公園については、供用年度が平成11年度で、ことし16年目に入るということで、施設もトイレやシャワーが壊れていたり、展望台の床が剥げ落ちていたり、いろいろな劣化があって、我々としても年度計画を定めて予算に応じてその都度修繕をしてきております。具体的には平成26年度から修繕を行っておりまして、平成26年度は照明灯やスピーカー、管理事務所の外装の塗装などを行っております。平成27年度はないのですが、平成28年度は入り口の門扉の修繕、シャワーユニットの取りかえ、また、展望台の床の張りかえについては、来年の海開きの前までには終了したいと思っております。来年度はトイレとシャワーユニットを修繕しまして、指定管理者である一般社団法人南城市観光協会から要望のあった項目については、平成29年度で修繕を完了する計画で取り組んでいるところでございます。

○座波一委員 平成29年度でというよりも、4月からオープンしてトップシーズンに向かっていきますので、何とか修繕を早くしてほしいという現場からの要望があるのです。それをぜひ検討していただきたいと思っております。

それから、人工ビーチにつきものである台風時の砂の堆積があります。その除去作業等についても大変苦勞して、費用は県が負担しているということですが、その撤去に時間がかかるか、かからないかで収入に直結してきます。夏場に台風が来た後の処理が早ければ営業が再開できる。しかし、時間がかかると営業がなかなかできないということで収入にはね返ってくるのです。ここは大分以前につくられたビーチで、椅子などが全て固定式なのです。そのため、ブルドーザーなどを使った一斉除去がしにくく、手作業でスコップを使ってかき出していて、時間がかかって大変だということがあります。毎年、台風で砂が上がることは決まっているので、それを想定して、除去しやすいようなつくりで思い切っかえるべきではないかと思っております。そういう抜本的な解決の考え方はないですか。人工ビーチはこういうもので、自然への対処がなかなか難しいところがあるのです。

○永山正海岸防災課長 台風が来ると砂の移動が結構あります。砂が偏るとビーチが使いにくくなるとか、遊泳者を監視するときにも陰になって見えなくなるという状況があるものですから、先ほど言った修繕費とは別に、砂の敷きならしの費用などの予算を組んでいるところです。台風が来たときに護岸沿いに

も砂がたまって使いづらくなる状況はよく知っています。この除去については指定管理者が随時、手作業で除去している状況も確認しております。そういった作業も修繕費とは別に手当てができるか検討してみたいと考えております。

○座波一委員 例えば、きらきらビーチでは機械を入れられるので、どんなに砂がたまって2日では除去できると。工作物も移動式です。しかし、安座真海浜公園の場合はそれができないのです。長い目で見て、簡単にできるようにしたほうがいいのかという提案も上がっています。

○永山正海岸防災課長 ビーチというのは常に管理をしないと利用しにくくなるものですから、管理がしやすいように重機等の搬入もできる通路—今、重機が直接入れるところがないものですから、指定管理者には非常に迷惑をかけているところでは。乗り入れ口についても検討してみたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原正次委員。

○上原正次委員 県が維持管理費についてどれぐらいの予算を入れているのかわからないのですが、こういったビーチでは、仕事はほとんど夏場だけで、冬場は仕事がないのです。指定管理者のもとで働いているライフセーバーなどの職員がいますが、12月から4月ごろまでは仕事がないということで、人命救助の訓練にも行っていますが、県が管理しているビーチ等でライフセーバーを初め、指定管理者のもとで働いている職員の冬場の人件費の補助を行うとか—今、ライフセーバーの方が一生懸命頑張っていることはどのビーチでも聞いていますので、そういった部分の県の考えを聞かせてください。

○永山正海岸防災課長 安座真海浜公園、宇堅海浜公園ともに4月から10月までは遊泳期間になっており、安座真海浜公園では正職員が3名、宇堅海浜公園では4名でライフセーバーなどのもろもろの業務を行っています。冬場は遊泳禁止にするので、冬場には、ライフセーバーの方々は自主事業としていろいろな取り組みをしています。例えば、安座真海浜公園ではドックランや日の出を観賞する会などを行っておりまして、そういったときにライフセーバーの方々も職員として業務を行っているところでございます。

○上原正次委員 夏場と冬場で収入が全然違いまして、これは選定基準の中の

事業計画書に沿って目的及び人的能力—これも安心・安全にかかわっている面がありますので、こういった形でできるかわからないのですが、この点にも配慮してもらえらばと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第20号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第23号議案県道の路線の廃止について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の20ページをごらんください。

乙第23号議案県道の路線の廃止について御説明いたします。

本議案は、県が管理する一般県道鏡原増原線、川満山中線及び野原越七原線の宮古島市移管に伴い、当該路線の廃止をするため、道路法第10条第3項において準用する同法第7条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○小橋川透道路管理課長 乙第23号議案県道の路線の廃止について、概要を御説明いたします。

お手元に配付しております資料2の14の2ページをごらんください。

この図は、今回廃止する路線を示した図でございます。

青の実線が一般県道鏡原増原線、川満山中線、野原越七原線でございます。

当該路線については、宮古圏域における道路網の見直しに伴い、廃止するものであります。

宮古島市においては、既に路線認定の議決及び道路区域の決定がなされており、今回、当該路線を廃止することで、宮古島市へ移管されることとなります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び道路管理課長の説明は終わりました。

これより、乙第23号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第23号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情第31号外20件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 土木建築部所管に係る陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

お手元に配付しております資料3、請願・陳情に関する説明資料をごらんください。

目次をごらんください。

土木建築部所管の陳情は、継続が16件、新規が5件、合計21件でございます。

まず、継続審議につきまして処理概要の修正が2件ございます。変更部分には下線が引かれております。

14ページをごらんください。

陳情第56号、本部町議会からの本部港「立体駐車場」の早期整備に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

2段落目、後半部分の「早期の事業化を目指して取り組んでいるところであります。」から「平成28年10月に事業に着手したところであります。」に変更しております。

15ページをごらんください。

陳情第57号、伊江村議会からの本部港「立体駐車場」の早期整備に関する陳情についても、陳情第56号と同じ処理概要になります。

次に、新規に付託された陳情5件について御説明いたします。

26ページをごらんください。

陳情第134号、沖縄県離島振興市町村議会議長会からの県内各離島の港湾整備及び港湾環境の整備に関する陳情について御説明いたします。

当該陳情につきましては、これまでに同様の陳情が付託されておりますが、改めて処理概要を明記しております。

多くの離島を抱える本県の港湾整備は、地域の生活、産業を支える拠点として、これまで海上交通の安全性、安定性の向上を主目標として進めてきております。

また、近年は観光振興の面からも、ますます重要な役割を担っており、旅客待合所、浮き栈橋、屋根つき歩道等の環境整備も行っております。

さらに、平成28年度から離島住民の生活の利便性向上に資する屋根つき荷さばき地の整備にも着手したところであります。

なお、離島港湾の一部においては、港内静穏度に課題があることから、現地調査のうえ、必要な対策工に取り組んでいきたいと考えております。

27ページをごらんください。

陳情第135号、南風原町議会からの兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める陳情について御説明いたします。

記の1、兼城相互団地の地すべり対策については、平成元年度に地すべり防止区域の指定を行い、同年より平成5年度まで地すべり対策工事を実施したところであります。

近年、施設の老朽化や集中豪雨等により、アンカーの浮き、法枠剥離、擁壁亀裂などが巡視点検により確認されたことから、県としては平成27年度に健全度評価を行い、平成28年度から変状調査を実施し、その調査内容については、随時、公表していくこととしております。

記の2、また、変状調査の結果を踏まえ、適切な対策工事が行えるよう取り組んでいきます。

28ページをごらんください。

陳情第145号、一般社団法人沖縄県電気管工事業協会からの公共工事設計労務費単価の適切な引き上げに関する陳情について御説明いたします。

公共工事の予定価格の決定に当たっては、予算決算及び会計令において、取引の実例価格等を考慮して適切に定めることとされております。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正—改正品確法第9条第1項の規定に基づき閣議決定された基本方針では、「国は、発注者が、最新の取引価格等を的確に反映することができるよう、公共工事に従事する労働者の賃金に関する調査を適切に行い、その結果に基づいて実勢を反映した公共工事設計労務単価を適切に設定する」こととされております。

国は、これらに基づいて県内でも毎年実態調査を実施しており、その結果に基づき県における労務単価が決定されております。県は、国が決定した労務単価と同一の単価を適用しております。

29ページをごらんください。

陳情第156号、県営古波蔵第3市街地住宅自治会からの県営古波蔵第3市街地住宅の整備に関する陳情について御説明いたします。

集会所の床の修繕等要望のある箇所については、引き続き自治会と調整し、対応していきたいと考えております。

30ページをごらんください。

陳情第160号、南部離島町村議会連絡協議会からの那覇港泊埠頭の乗船施設整備に関する陳情について御説明いたします。

当該陳情につきましても、これまでに同様の陳情が付託されておりますが、改めて処理概要を明記しました。

記の1、ボーディングブリッジの設置について、那覇港管理組合は、現状においても岸壁背後の施設用地が狭いことから、とまりんからのボーディングブリッジを設置するとさらに手狭になるため、ボーディングブリッジは設置せず、埠頭内道路の利用方法等を検討し、関係者と協議を進めていくとのことであります。

記の2、可動橋の設置について、那覇港管理組合は、陸域・水域が狭隘なため、当面、可動橋は設置せず、将来的な施設の更新時期に整備を検討することとあります。

記の3、陸上電力供給施設の整備について、那覇港管理組合は、平成28年度に整備する予定とのことであります。

記の4、屋根つき歩道の整備について、那覇港管理組合は、とまりんから泊埠頭北岸の渡嘉敷・座間味の高速船乗り場に至る区間を、平成26年度から事業に着手しており、早期の完成を目指しているとのことであります。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 陳情第75号、県内下請業者優先活用の周知徹底に関する陳情について、記2の処理概要の4行目、県内企業下請優先活用を評価項目としておりませんが、評価項目とするかは、今後、沖縄総合事務局や他県の事例を研究し、検討していきたいということですが、前回からどう前進しましたか。

○津嘉山司技術・建設業課長 現在、沖縄総合事務局や他県の事例を研究、調査して、今後、分析を行う予定でありまして、平成29年度当初からの導入に向けて関係業界団体と意見交換を行っていきたいと考えているところでございます。

○赤嶺昇委員 資料も何度か皆さんにお渡ししていますし、沖縄総合事務局や他県の事例も出していますので、研究ばかりしないで、明確に次年度からやるかどうかということはいかがですか。

○宮城理土木建築部長 この件については、資料等もしっかり準備して、どういう形で適用したほうがいいのかということを内部で検討しているところでございます。平成29年度当初からの実施に向けて最終調整を行っているところでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 陳情第106号、県の建設業許可業者及び県指定の建築確認検査機関の業務改善と指導を求める陳情について、そもそも建設業について申請があれば県は建設業者として許可しますよね。どういう基準で許可を与えているのですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 建設業法上の問題が特に認められる場合は報告を求めたり、立入調査をしたりして、建設業法の違反があった場合には業者に監督処分、許可取り消しや営業停止処分などを行うことができます。

○嘉陽宗儀委員 一般論として、構造物や建築物をつくるときには当然、建設業の資格が問われます。こういうときに、どういう基準で建設業の許可が出るのですか。技術者がいるとか、資本があるとか、いろいろ要件があるでしょう。

○津嘉山司技術・建設業課長 一般的に職員の数や資本などを含めて、この会社が優良な建設業者として維持できるかどうか調査を行った上で許可して、また更新も行っているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 建設業法解説を勉強してきましたのですが、かなり厳しい条件がありますよね。誰でもできるわけではありません。そういう厳しい条件のもとで営業しているのであれば、県も安心して仕事を任せられるという信用保証のようなものでしょう。

○津嘉山司技術・建設業課長 そういう資格があることを認めた上で許可を出すことになっておりますので、安心してできることになると考えております。

○嘉陽宗儀委員 この件でいろいろなトラブルはあるのですが、建設業法の許可がある業者がいろいろな請負をして、県民から仕事をとってこれまで続けてきているのですが、建設業法に違反する工事は今までにありましたか。

○津嘉山司技術・建設業課長 何件かあったと覚えております。

○嘉陽宗儀委員 違反があると訴えられた場合、皆さん方の対応はどうするのですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 まず、監督処分するかどうかの判断をします。立ち入り調査等をして、事実の確認を行います。その後、弁明の機会を与え、監督処分委員会を開催し処分の内容を検討します。そして、処分の決定をして公告、閲覧ということで実際に処分をする手続になっております。

○嘉陽宗儀委員 基本的には、皆さん方は建設業法に基づいて業者を監督して

いると理解していいですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 そのとおりでございます。

○嘉陽宗儀委員 それでは具体的に聞きますが、今までに建設業法に違反しているということで摘発をして処分した事例はありますか。

○津嘉山司技術・建設業課長 監督処分には許可取り消し、営業停止、指示処分がございますが、平成19年度から平成27年度の間で許可取り消しが1件、営業停止が19件、指示処分が10件ございます。

○嘉陽宗儀委員 結局、そういう事例があるようですから、この陳情について私が後押しするわけではなく、陳情の趣旨についてはもう一度精査してもらえますか。

○津嘉山司技術・建設業課長 建設業法に基づいて行うということで、現在もそう考えているところでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 陳情第156号、県営古波蔵第3市街地住宅の整備に関する陳情について、場所はどこですか。

○佐久川尚住宅課長 古波蔵十字路から、南に向かって右側になります。漫湖側です。

○翁長政俊委員 この陳情が出る前に、調整や議論はあったのでしょうか。

○佐久川尚住宅課長 9月ごろに県と沖縄県住宅供給公社に相談がございました。主な要望としましては集会所の増築と修繕ということになるかと思えます。増築につきましては、県は修繕費を持っているのですが、増築の予算は単独に持っておりませんので増築は難しいというお話はさせていただきました。修繕につきましては、内容を確認しまして、修繕の中でも優先的に修繕するものを決めておりますので、それを踏まえて対応していきたいと回答させていただ

たところでは。

○翁長政俊委員 協議をした結果、皆さん方が抱えている県営団地の中で優先順位は低いのですか、高いのですか。

○佐久川尚住宅課長 団地単位の優先度というよりも、修繕の内容といたしますか、例えば入居者の日常生活に支障を及ぼすとか、生命、財産に影響を与えるようなものを優先的に修繕していることとなります。今回の要望としては床がきしむとか、へこむというところもございますので、それは全体の優先度の中での位置づけを考えて対応していこうというお話の最中だったところです。これにつきましては、今後とも優先度を踏まえて対応を協議していきたいと考えております。

○翁長政俊委員 処理方針を読んでも、引き続き自治会と調整していきたいと考えているということで具体的な対応がないので、その具体的な内容を聞きたいのです。

○佐久川尚住宅課長 細かに御説明させていただきます。まず、集会所の床の修繕と幼児遊園地である広場の整地につきましては、施工する範囲をもう一度確認して修繕等に取り組んでいきたいと考えております。それから、ピロティの風雨防止対策の要望もございしますが、自治体からの要望ではコスト的に高いかなというところもあって、できれば安価で効果的で、通行に支障のないような方法を自治体と協議して対応していきたいと考えております。また、集会所が狭いということで増築を要望されている件ですが、そもそも現状としまして今の集会所は公営住宅の整備基準に適合する規模でもあるということもございします。増築については修繕の費用では一修繕自体がもともと原状回復という意味合いの費用なので増築は難しいということと、今年度は予算がないものから、床の修繕を行う中で、間取りの変更や模様がえをしまして、自治会から要望のあるデイケア活動ができるスペースを確保しようと考えております。

○翁長政俊委員 団地の中のデイケア活動というのは、業者が入るのですか。自分たちでできるのですか。

○佐久川尚住宅課長 これは那覇市の地域ふれあいデイサービス事業で、那覇市がお願いをしている那覇市社会福祉協議会などが自治会を訪ねて、健康相談

やレクリエーション、健康体操などを行うということです。古波蔵第3市街地住宅につきましては、月に3回程度行っているということで、そのときにこの集会所を使うことになっております。

○翁長政俊委員 これまでの説明を聞きますと、幼児遊園地については対応可能、ピロティエについても対応可能、床の修繕についても対応可能だが、増設については予算が大規模になるから厳しいという認識でよろしいでしょうか。

○佐久川尚住宅課長 増設につきましては、修繕をしながらまとまったスペースを確保するという方向で対応していきたいと考えております。

○翁長政俊委員 今、言った対応をするのは今年度ですか。

○佐久川尚住宅課長 全て今年度というわけにはいかないところがあるかと思っておりますので、部分的にでもできるところからやっていきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 陳情第145号、公共工事設計労務費単価の適切な引き上げに関する陳情について、陳情者の皆さんが言っているのは、電工及び配管工の公共工事設計の労務単価を公共工事の品質確保の促進に関する法律の運用指針の趣旨に沿って引き上げるよう配慮してもらいたいということですが、そういった要望が協会の中であることを土木建築部としては承知していましたか。

○津嘉山司技術・建設業課長 要請等もいただいて、承知しております。

○具志堅透委員 県としてはどういう努力をしてきましたか。

○津嘉山司技術・建設業課長 なるべく実勢の単価が反映されるよう国と一緒に説明会等を行い、そのときに職種の区分について詳細な説明等を行って正確な調査結果が出るようにしております。

○具志堅透委員 ここで主張しているように、全国平均は4.9%の上昇で、沖縄県では5.08%上昇したと。しかしながら国家資格を取得した技術者である電

工、あるいは配管工においては、電工が1.37%、配管工が1.34%と低い上昇率です。そして、普通作業員が1万7000円であるのに対して電工は1万4800円、配管工が1万5100円と。これも承知していますか。

○津嘉山司技術・建設業課長 毎年、国が調査をしまして、その結果、沖縄県もその単価を使っておりますので承知しております。

○具志堅透委員 それが妥当だと思いますか。

○津嘉山司技術・建設業課長 これに対して私が妥当かどうかという判断は下せません。調査の結果、そうなっていますとしか言えないところです。

○具志堅透委員 国が示しているものに準じているので、妥当かどうかはわかりませんが、その積算根拠を導入しているということでもいいのですか。

○宮城理土木建築部長 なかなかお答えするのが難しいのですが、労務単価自体が実勢価格—実際に支払われている内容を踏まえて決めるということになります。これは沖縄県でも同じように、公共工事の中でこの工種についてはどれぐらいの単価が支払われているのかということ进行调查して、それを確認した上で県ではこういう実態になっているということ国に報告し、国が全体的に沖縄県の単価として決めるという作業になります。ですから、実際に支払われている価格により近く、実情に応じて単価が設定されているということは御理解いただきたいと思います。一方、この中で御指摘があるように、国家資格を有する、特殊な技能を持っている方々が普通作業員よりもなぜ下がってしまうのかということについて、我々も国にも照会していますが、実態としては需要と供給のバランスで、恐らく普通作業員を使う部分が多く人手不足になっていて、単価が上がってしまっているということかと思えます。繰り返しになりますが、あくまでも労務単価というのは政策的な単価ではなく実態に応じて定められておりまして、結果として、現実的に現場サイドで払われている価格により近い金額が設定されているものだという理解でございます。

○具志堅透委員 少しわかりづらいのですが、労務単価を適正な価格にしてほしいという要望があるわけですが。実際に支払われている価格に合わせているということであれば、アップは不可能ではないですか。今、積算されている金額が1万4800円あるわけですが。それが実際に払われていると。それを定めている

ということであれば、いつまでたっても単価は上がっていかないことになりませんか。

○宮城理土木建築部長 現実的には、単価をそのまま支払い続けると、確かに実勢で調査をした結果になりますので、上がっていきません。実際に現場サイドで若干後追いになる可能性はあるかと思っています。現場で金額が上がっていけば、その後に我々が調査した価格でアップ率に反映されるということが繰り返されるものだと思いますし、それに応じて労務単価も適正な価格になっていくのではないかと思います。

○具志堅透委員 元請というのは、積算の中で労務単価がこれだけだと決まっているので、その額しか払えないわけです。支払う側が自分たちの利益をマイナスにして労務単価をアップして払うということがありますか。そこで上がっていかないと皆さんは単価を見直さないということですか。積算単価を上げない限り、受注者は労務単価を上げられないのではないですか。

○宮城理土木建築部長 これは卵が先か鶏が先かというところで我々も非常に答弁は苦しいのですが、現実的に土木建築部で適用している労務単価と全く同じ額が現場で支払われているかどうかというのは、現場によって多少のぼこぼこはあるだろうと思います。やはり人が集まらないところは、工期に間に合わせるために少しでも上乘せをして集めようというところもあるかと思います。

○具志堅透委員 それはわかっています。一般論として対応しないと、この話は解決しません。工事によって忙しいところは上げるということは当然あります。ちなみに普通作業員と軽作業員がいると思いますが、その単価は幾らになっていますか。

○津嘉山司技術・建設業課長 普通作業員が1万7000円に対しまして、軽作業員が1万3100円となっております。

○具志堅透委員 軽作業員とそんなに遜色ないような額であるわけです。皆さんは国の単価に沿っていて、それが正しいということですが、今の沖縄の実情を認識しているのであれば、県として独自の調査をすべきだと思います。ましてや指針の中にも、予定価格の設定については、受注者の担い手の育成・確保の側面も入れてほしいと書いているわけです。そうすると、全国一律ではなく

物価指数も入っているのですが、国が調査をして一国の調査の仕方は実勢価格を調査して出すだけと言っているのですから、そうではなく、もっと踏み込んで沖縄に合った一実際に資格者が普通作業員の人よりも安いといったことも踏まえて、県として改めて調査すべきだと思いますが、どうですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 国が調査をしているという話をしましたが、現実的には国が沖縄総合事務局、沖縄県、沖縄県企業局、西日本高速道路株式会社、沖縄防衛局、沖縄県住宅供給公社のそれぞれに、この期間で何件について実際の調査をなささいということで、それを集計して国に上げて、国が最終的に単価を決定するという仕組みになっております。

○具志堅透委員 少し論点がずれています。調査の仕方として実勢価格の調査だけをしているので、そうではないでしょうかと私は言っているのです。適正価格の調査をなささいということです。どの価格が適正かという調査を県独自で行ったらどうですか。皆さんは、国が県に宿題を与えて県が調査をして上げましたということですが、その調査は実際の価格を調査しているということでしょう。そうではなく、沖縄県は担い手育成も含めて人手不足で、技術者も少ないという現状があるわけですから、それを適正な価格で積算をして発注し、受注していただく。そして、人材確保、育成も含めた観点からの指針もあるわけですから、沖縄県の実情に応じた調査をすべきではないですか。

○宮城理土木建築部長 我々は実勢価格が適正価格だと理解してきたところがありますが、やはり電工、配管工の方々に比べて普通作業員の単価が逆転しているということは、全国で見ても沖縄県以外にあと数カ所しかないと聞いております。全体的には電工、配管工が高いということがありますので、引き続き国にも中身自体を確認させていただきながら、どういうやり方があるのかということは検討させていただきたいと思っております。

○具志堅透委員 非常に難しい判断だとわかっていますが、冗談ではなく真剣にやっていただきたい。今の答弁を聞くと、むしろ沖縄県がおくれているような現状で、国が定めた単価だけを導入しているわけではないですね。

○宮城理土木建築部長 私の説明が少し言葉足らずだったかもしれませんが、国が各県ごとに統一単価を定めるということは全国统一です。先ほど私がお話ししたのは、電工、配管工が普通作業員より低い単価になっているのは沖縄県

だけではなく、少ないですがほかにもあるということです。そこが独自の単価を設定しているという意味ではなく、そういう単価設定がされている地域は沖縄県以外にもあるということです。ただ、御指摘のように国家資格を持っている方と普通作業員の方との単価が逆転しているということは少しすっきりしないところでもありますので、この辺は国にも改めて設定過程を確認しながら調整させていただきたいと思います。

○具志堅透委員 私は普通作業員の単価を下げろと言っているのではありませんので、それは理解してください。いつも国にそういう話をすると言うのですが、沖縄の実情を知った上で国に言わないと、こういうことだけを単純に言っても沖縄の価格設定には反映されづらいと思います。ですから、県土木建築部として、しっかりとした沖縄県の適正価格をある程度、調査をしながら出すべきだと思っているので、ぜひそのことを検討してください。

○宮城理土木建築部長 御指摘はそのとおりだと思っていますので、何ができるのかも含めてもう少し検討させていただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○座波一委員 陳情第135号、兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める陳情について、この陳情は非常に喫緊な問題だと感じております。現場でもそういう声が非常に多く、局地的な大雨がよく起こっているので大変恐怖だと言っている状況です。しかし、処理概要では平成28年度から調査状況について随時公表していき、それを踏まえて適切な対策工事が行えるように取り組んでまいりますということです。実際に何か手を施すということではありませんよね。そこは住宅密集地で、下の地区にも影響はあるし、上の新川地区にも非常に影響があるということで、問題の地域だと私は昔から認識しています。平成28年度はどういった調査結果を公表して、どんな対策工事が必要だと考えていますか。

○永山正海岸防災課長 兼城相互団地については、平成27年度に県の事務所サイドで巡視点検を行っておりまして、現場で変状が見られるという報告があったものですから、早速、平成27年度に健全度評価をしまして、緊急的な工事が必要かということまで含めて検討したところ、現場の擁壁等に亀裂が入っている状況も見られましたが、この亀裂はここ最近のものではなく数年かけて入っ

たものであるということが判明し、我々としてはすぐに応急対策工事をする状況にはないと判断をしております。健全度評価をして平成28年度、また来年度にかけて斜面変状調査も実施することになっていきますので、その調査結果を随時住民の方々には説明をしていきたいと考えております。事業化としては、平成30年度を目標にスケジュールを組んで取り組んでいるところでございます。

○座波一委員 平成30年度には事業化し、対策を講じるということでもいいですか。

○永山正海岸防災課長 実際に工事に取りかかるのが平成30年度ということで予定しております。

○座波一委員 調査した結果、即対応する状況ではないという説明は住民にはしたのですか。

○永山正海岸防災課長 緊急の必要性については住民にはまだ説明しておりません。

○座波一委員 そこは問題です。議会にも陳情が上がっているぐらいですから、住民は緊急を要するという認識のもとに要請しているので、県が平成30年度を予定しているのであれば、かなりギャップがあります。そこは、しっかり議会にも説明をして、住民への説明会もするべきだと思います。逆に地すべり防止区域というのは、防止のための工事はないのですか。そういった地域では災害が起こった後の復旧工事には予算がつくのですが、危険だということにはなかなか予算がつかないのです。

○永山正海岸防災課長 地すべり防止区域については、現在、長寿命化計画ということで調査をしております、その中でも優先度の高い地域だと考えておりますので、随時、調査結果の公表や事業化に向けての取り組みは住民に説明した上で早急に対策をしていきたいと考えております。

○座波一委員 長寿命化計画というのは、何を対象にしているのですか。

○永山正海岸防災課長 地すべり防止区域の指定箇所は県内全域に88カ所あって、その危険箇所では対策工事をしてから結構な年数がたっているものですか

ら、各現場の変状の状況や優先度を考えて、随時、改良工事を行っていく事業になっております。

○座波一委員 県が行った工事を対象にしたものですね。

○永山正海岸防災課長 そのとおりでございます。

○座波一委員 住民説明も踏まえて、早くできるのであれば早くということをご希望したいと思います。

次に、陳情第65号、南部東道路整備に関する陳情ですが、9月30日に五、六百名ほどの住民が集まって決起大会を開催しておりまして、県も必要性の根拠をつくるために調査などを行っていると聞いています。その努力は非常にありがたいと思っております。南城市も計画的にまちづくりが進んでいまして、合併以来の土地利用の見直し、そして、沿線では庁舎建設も始まります。また、インターには2000台の駐車場も予定しています。考えようによっては空港からMICEに向かうにも南部東道路は使われるだろうと。さらに、玉泉洞に来る観光客も南部東道路を使います。多々、観光地はありますが、そういう意味で南部東道路は間違いなく南部地域、あるいは東部地域の基幹道路になります。そこで、那覇空港自動車道との直結問題は大変重要度の高い問題ということで、決起大会でも盛んに言われましたが、見通しについてはどのように考えていますか。

○古堅孝道路街路課長 南部東道路につきましては、平成30年代前半の暫定供用を目指して取り組んでいるところです。それとあわせて、次の事業展開として4車線にするのか、延伸するのか、乗り入れするのかについて、県では全く白紙の状態です。道路の方向性を決める上では南城市側の開発計画が重要な資料になりますので、今、南城市と調整をしているところです。直結、延伸、4車線化のどれが一番効果的なのか、事業化の実現性が高いのかということ、今後、詰めていきたいと考えております。

○座波一委員 私が聞いた範囲内では、直結することが重要度は高いだろうと思っております。しかし、今のお話は三者択一という感じがします。3つとも重要ですが、延伸と直結が一番の優先事項なので、ぜひお願いしたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 陳情第45号の4、平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情、記の22、久米島空港に航空燃料の給油施設を整備することについて、この間の那覇・南部離島議員の視察のときにも一番高い優先順位で、町長は要請をしておりました。一般質問でも上原章議員がそのことを聞いておまして、処理概要にある民間事業者が整備・運営するものと認識しておりますということと全く同じ答弁でした。この民間事業者というと、具体的には石油販売業者、航空会社のどちらですか。

○與那覇聰空港課長 具体的に言いますと石油販売業者になります。

○糸洲朝則委員 久米島の石油販売業者についてはよくわかりませんが、実際にどの規模でどれぐらいの一例えば、こういう設備を構築することができる力があるのかなのか、それについてはどうですか。

○與那覇聰空港課長 久米島に所在する石油販売業者に限らず、例えば、沖縄本島の石油販売業者が久米島において採算性が見込めるということであれば事業進出する可能性もあると思います。

○糸洲朝則委員 民間の競争の原理だけに従って行くと進出する企業はなかなかいないと思います。したがって、何らかの形で県が助成する方法がとれないのか。そのことを町は求めていると思うのです。ですから、市場原理に任せるのではなく、実際に久米島から往復する燃料をきちんと積んでいないと、万が一の場合には燃料切れもあり得ます。例えば、那覇空港で満杯にして久米島を往復するというのが現状だと思うのですが、その逆もあってしかるべきだし、宮古島や石垣島へも直行便を飛ばしている時代ですから、久米島は小規模離島にも入らないし、かといって宮古島、石垣島に比べたら小さいという中途半端なところがあるのです。ですから、将来的なことも見越した施設の整備を少し知恵を絞って考えてみてもらえませんか。

○宮城理土木建築部長 この陳情もそうですし、一般質問のときもそうだったのですが、久米島空港に給油施設ということになると、土木建築部が久米島空港を管理していますので我々が一義的にお答えすることになりますが、さまざま

まな視点があるかと思います。久米島空港に給油施設が本当に必要かという、港での荷揚げのときにどう保管するのかということが最初にありますので、まず港にタンクが必要になって、港から空港までどう運ぶかというときにはパイプラインの敷設もあるでしょうし、タンクローリー等で運んで保管する方法もあるということが次のステップとしてあるだろうと理解しております。そのときに空港外のタンクをどう運用していくのかということになると、例えばチャーターを対象とするのか、定期便を対象とするのかによっても関係する部局が異なってきますし、このあたりは我々としても要望があることは存じ上げておりますので、関係部局としっかり議論させていただきたいと思います。

○糸洲朝則委員 この問題にはいろいろなことが絡んでくるようで、なかなか難しいと理解しましたが、例えば兼城港あたりで給油施設をつくって船で運び、タンクローリーで飛行機に給油するということも考えられますか。

○宮城理土木建築部長 それもあると思っています。県内の空港で言えば、県が管理している空港施設内に給油施設があるところは新石垣空港だけで、それ以外のところは空港外の港に近いところにタンクを持っているところが多いので、そのあたりは実現する可能性はあるかと思っています。これも含めて関係部局とは意見交換させていただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情第156号、県営古波蔵第3市街地住宅の整備に関する陳情について、集会所の修繕を今年度から次年度に向けてやっていくということですが、予算が伴うから難しいのか、集会所の増築の必要性がないと感じているのか、どちらですか。

○佐久川尚住宅課長 増築、増設の要望なのですが、今年度は増築の予算を用意しておりませんし、修繕でという話も自治会では考えがあると思うのですが、修繕の予算で増築をしてもらいたいという要望については対応が難しいとお話をさせていただいたところです。

○崎山嗣幸委員 年度内は修繕費で対応しようということはあるのですが、必要性があれば新年度の予算で検討していくのですか。

○佐久川尚住宅課長 もともこの集会所を整備するときには、公営住宅の整備基準等の中で適合する範囲ということになっておりますので、改めて要望することは緊急性の理由などから非常に難しいと考えております。

○崎山嗣幸委員 この集会所は他の自治会に比べて敷地内の均衡はとれているのですか。戸数などと比べて基準的には満たしているという話に感じたのですが、20人も入ると会議もできないくらい狭いと言っているのです。そこは他の自治会も同じぐらいなのですか。

○佐久川尚住宅課長 公営住宅の整備基準の中で戸数に応じた集会所の面積がありまして、建設当時のものでは300戸以上600戸未満は70平米から150平米となっております。その間に入る面積でございますので、基準内にはあると理解しております。

○崎山嗣幸委員 基準からすると、特別にこの集会所が狭いということではなく、基準内だという意味ですか。

○佐久川尚住宅課長 そう理解しております。それから、現場を見させていただいたのですが、自治会の備品等でスチールの机などが数多く見られたこともございますので、自治会でも整理整頓やデイケアの活動のグループ化などを検討されることが必要かと考えております。

○崎山嗣幸委員 ピロティに風雨が打ち込むので、独自にテントを張ったり、風雨にさらされながら活動しているということですが、ここの工夫はないのですか。

○佐久川尚住宅課長 陳情の中で方法などが提案されていますが、コストや費用対効果などを考えると、もう少し安価で効果的な方法があるのではないかとということで、これは自治会と調整しながら対応していきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 現場も見られて、行政の事業もそこで行われているので、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 県営住宅の要望は多いのですが、離島や過疎地域等においては県営住宅はつくらないという設置に関する方針があるのですか。

○佐久川尚住宅課長 県営住宅につきましては、基本的に広域的な需要に応えるということで比較的大きい規模の団地を整備することになっておりまして、市町村のニーズに応じて、細かな対応は市町村にお願いしていることになっております。

○座喜味一幸委員 今後は更新事業だけで目いっぱい、新規の県営団地はないとはっきりと言っているのですが、そのとおりですか。

○佐久川尚住宅課長 委員の御指摘のとおり、建てかえの県営住宅がかなりございますので、それを優先していくということが現状の認識でございます。ただ、今年度は県営住宅を含めた住生活基本計画を改正しておりますので、そのときに今後の新規などについても検討していきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 市町村営の団地についても目いっぱい予算はないという話も市町村職員から出ているのですが、公営住宅の新規建設は定住化を含めるとニーズが出てきています。その辺の実態は把握されていますか。それから、市町村が希望する予算措置に対して県はどうしようとしているのですか。

○佐久川尚住宅課長 毎年、市町村とのヒアリングを年に数回行っておりますが、要望に応じて市町村の希望に応えられるような形で予算の手当てをしております。

○座喜味一幸委員 ちなみに市町村の公営住宅の補助率は幾らですか。また、市町村から上がっている新規の事業量に対して予算の充当率はどういう状況ですか。

○佐久川尚住宅課長 補助率につきましては10分の7ですが、予算の充当などについては手元に資料がございませんので、後で提供させていただいてもよろしいでしょうか。

○座喜味一幸委員 市町村の要望を聞きに行くと、県はもう県営団地をつくらないと。市町村営の団地も予算もないらしいという簡単な答弁なのです。確かにある時期、県は公営住宅については目いっぱいだという話があったからこういうことになっていると思うのですが、この辺は全体としてのニーズを把握しながら、今後の住宅需要に対してどう整備をしていくかという非常に大事な時期になっていると思います。特に離島の活性化についてはIターン、Jターン、県外から来る人たちも含めて、退職したら島に戻りたい人もふえていますので、ニーズが相当ふえているのではないかと。民間のアパートもいっぱいという状況になっていて、そこは行政としてもう一度総点検しながら住宅供給に対する考え方を整理する必要があるのではないかとと思うのですが、いかがですか。

○佐久川尚住宅課長 先ほど今年度は住生活基本計画の見直しをするという話をさせていただきましたが、この中で県や市町村の公営住宅の供給の配分、役割を協議していきたいと考えておりますので、その辺は市町村としっかり意見交換をしていきたいと思っております。

○座喜味一幸委員 もう一点、陳情第89号の4、美ぎ島美しや（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情について、宮古空港のC I Qは基本計画ができていて、本来であれば事業着工までできている予定だったと思うのですが、下地島空港とのすみ分けをもってC I Qの工事は一次棚上げとなっています。しかしながら、駐機場、待合室の拡充、それらの充実強化をしてほしいという要請が上がっていますので、この辺は早目に下地島空港とのすみ分けをしないといけません。利用客数は120万人を超えていると思います。そういう状況において、混雑している空港のありよう、拡張をいつまでにやろうとしているのか、その辺を少し教えてください。

○與那覇聰空港課長 宮古空港につきましては、那覇便の増便や羽田、関西路線の開設等、さらに機材の大型化に伴ってエプロンが狭隘化しております。現在、拡張整備に向けて国と調整をしている状況でございます。それを踏まえまして、中型機対応にエプロンを拡張していくことで考えております。待合室につきましては、100万人対応の規模ということで、既に130万人になっていますので狭隘化しているという事実はございます。当面の対応としましては、有料待合室を改修し、この部分を搭乗待合室として活用していくと。さらに、待合所のソファが3人がけになっているところを4人がけに変更することで、席数を134席ふやせるという形で対応を考えております。

○座喜味一幸委員 いつまでに整備をして、いつから供用開始するのですか。

○與那覇聰空港課長 この件につきましては、宮古空港ターミナル株式会社が検討しておりますが、具体的にいつまでということは把握しておりませんが、既にそういう形での検討に取り組んでいることは聞いております。

○座喜味一幸委員 航空便の利用数が少ないということで、誘導滑走路やボーディングブリッジの話がとまっていたと思うのですが、そのボーディングブリッジの追加も必要ですし、エプロンよりも誘導滑走路の必要性も出ていると思うのですが、その辺はどうなっていますか。

○與那覇聰空港課長 宮古空港には平行誘導路を設置するスペースは確保しております。平行誘導路を設置する条件として、ピーク時間当たりの離着陸が8回以上の滑走路という基準がございます。平成23年度にスカイマークが就航していたのですが、そのときのピークの離着陸回数が7.6回ということで、少し設置基準には届かないという状況でございます。

○座喜味一幸委員 スカイマークが就航していたときよりもANA、JALを含めてふえているし、直行便もふえていますので、飛行機の便数としてはふえているのです。その辺をもう少し丁寧に調べて、回答をお願いしたいと思います。

次に、陳情第145号、公共工事設計労務費単価の適切な引き上げに関する陳情について、先ほどの話を聞いていて少し違うと思っているので何点か聞きますが、国が労務単価を設定する場合、沖縄総合事務局が中心となって経済調査会や物価調査会に委託していると思うのですが、県は労務資材等調査に関して、沖縄総合事務局と連携して沖縄県独自の予算でアロケーションや何かで出していますか。

○津嘉山司技術・建設業課長 県は県独自の工事について、県の単独費で調査しております。

○座喜味一幸委員 国の単価を使っていると言っておきながら県は独自で調査しているということは、県の単価もあって国の単価もあるという理解でいいですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 国からの依頼を受けて、県は県の工事について調査を行ってくださいということで、県、西日本高速道路株式会社、沖縄防衛局、住宅公社等々が調査を行いまして、集計して沖縄総合事務局に出した後に国で単価が決まると考えております。

○座喜味一幸委員 調査の仕方というのは、沖縄県にある物価調査会等々の出先機関が受注機関となって行うわけです。3年か4年前に、鉄筋工と型枠工が余りにも仕事量の割に単価が低いということで、我々は陳情を出して調べてもらい、上げてもらいました。今回は、電工と配管工から陳情が上がっています。私は測量単価についても要請を受けていて、測量助手などが普通作業員よりも単価が安いということで、技術者が普通作業員よりも安いのは非常識だという話があります。調査の手法等々で単価が変わってくるということは常識の問題であって、調査会の調査の仕方に関して意見を述べていかないと、このようにつじつまが合わないことになってきます。皆さん方は、その委託の中で仕様等々の話し合いをしながら点検をしていくというような、沖縄総合事務局との検討会等々はあるのですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 先ほども申し上げたのですが、これは全国統一の調査方法で、こういう調査をなさいますとか、技術者の名前をこれになさいますとか、いろいろ細かく決まっておりますので、それを調査しているところでございます。

○座喜味一幸委員 沖縄県独自で物価や労務単価などがあるのですが、北海道から沖縄県までの地域で積み上がって整理されたものを国が認めるだけなのです。そういう意味では、単価の決定のありようと現場に合った単価の決めようの裁量は調査する側にあるのです。ですから、しっかりと国と県が連携をとりながら一労務単価の調査をした業者は、下請しかしていない小さな業者ではないのか、元請業者は入っているのか、その辺を点検しないで、むやみやたらに調査をするとそういうことになってくるのです。その辺に問題があると思っています。中途半端な回答はしないほうがいいと思います。

○津嘉山司技術・建設業課長 業者が偏らないようにするなど、その辺も国から指定がございまして、調査期間の10月に動いている1000万円以上の工事のうち、7割ぐらいの工事について調査を行っているところでございます。

○座喜味一幸委員 前の型枠工、鉄筋工のときには、丁寧な調査をお願いして調査をしてもらいました。そうすると、半年少して単価が上がりました。そういう事例があります。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長からこの件については、先ほど土木建築部長から調査、検討する旨の回答があったとの説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 要するに、1回での落札額などを前に聞かせてもらったのですが、1回での落札が六十何%というような話があって、各地域で落札額が低いということも—これは工期を守るという面もあるのですが、実際に現場と合わない単価だから落札できないと思っている部分もあるので、単価の問題というのはもう少し丁寧に見て、今の実情に合った労務単価にしないといけないと強く指摘しておきたいと思います。

○宮城理土木建築部長 繰り返しになりますが、労務単価については実勢価格との乖離があるのかなのか、再度、調査方法も含めて確認をしていきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情第145号、公共工事設計労務費単価の適切な引き上げに関する陳情です。結局、同じように研究させてくださいということになるかもしれませんが、今、県は公契約条例をつくろうと動いているわけですよ。何を品質の適正と見て、どのレベルの品質を追求しようとしているのかという議論が本来は庁内にあるはずなのです。先ほど、総合評価の中でも下請をどのように評価していこうかという視点と、沖縄県として政策誘導で、どのレベルの人材をしっかりと確保していくかというところに条例の意義を見出さないと、結局、品質確保をしてそれが元請にとどまらず下請、その下の労働者の賃金に

まで反映させて人材を適正に確保し、ひいては沖縄の産業構造をしっかりと支えていこうと。そして、それを所得の連動につなげていこうということが公契約条例であるはずで、今の議論を皆さんが適切に整理して答弁されないで公契約条例を研究をしているのが今日まで見えないところが、逆に不安になるのです。これだけ公共事業を発注する最大の部署である以上、そこがきちんと労務単価につながり、品質の確保によって沖縄県の雇用や産業がどうあるべきかというところに誘導する公契約条例をつくるという決意があれば、今の話はもっと政策的に答弁されるはずで、ですから、その一点だけ答弁をいただきたいと思います。

○宮城理土木建築部長 公契約条例については商工労働部サイドで議論をされているということで、その中身はまだ十分に把握しておりませんが、労務単価については調査の手法も含めてまだまだ把握できていない部分がありますので、国にも確認をしながら、委員の皆さんに御指摘いただいている内容に近い形で我々ができることがあるのかということをもう一回検討させていただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、環境部関係の陳情第45号の4外5件の審査を行います。
ただいまの陳情について、環境部長の説明を求めます。
なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。
大浜浩志環境部長。

○大浜浩志環境部長 それでは、環境部所管の陳情につきまして、お手元の資料土木環境委員会陳情案件資料により、御説明いたします。

環境部所管の陳情は、新規1件、継続5件、計6件となっております。

継続審議となっております陳情5件につきましては、前回の処理方針から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情1件につきまして、処理方針を御説明いたします。

お手元の資料9ページをごらんください。

陳情第169号公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例の改正に関する陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

記の1について、届け出に係る審査期間については、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例に基づく方法書もしくは評価書の提出後、知事意見の形成のために実施される作業内容に類するものとして、90日間と定められております。

記の2について、搬入予定の埋立用材の種類、搬出元の特定外来生物の定着の状況及び那覇空港滑走路増設事業時における対応状況を踏まえ、専門委員の意見も参考に、必要な審査体制の整備を検討してまいります。

記の3について、那覇空港滑走路増設事業の審査に係る専門委員の所属氏名や専門委員の意見の概要、県から事業者への助言及び事業者の対応状況等について、県のホームページで公表しております。

記の4について、本条例に基づく届け出に係る審査の概要等については、記の3同様、県のホームページで公表していきたいと考えております。

なお、専門委員会については、必要に応じて開催することとしており、議事録等の公表については、専門委員の意見も踏まえ検討してまいります。

以上、環境部に係る陳情処理方針について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 陳情第107号、産業廃棄物最終処分場に関する陳情について、私は議会のたびに質疑をしてきましたので、何を聞くのか大体わかっているのではないかと思うのですが、まずは、ごみ山問題の現状について報告してください。

○松田了環境整備課長 県は定期的に同処分場の地下水等の監視を行っておりまして、平成28年度は8月と11月に地下水の調査を実施しております。また、引き続きごみ山の改善及び地下水の処理について、事業者を指導しているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 今、ごみ山の高さは幾らになっていますか。

○松田了環境整備課長 高さについては、現在、明確に測定はしておりませんが、不法に積み上げられているごみ山のうち、1万5600立方メートルについて撤去を行ったところです。

○嘉陽宗儀委員 ごみ山と言われて、産業廃棄物が山積みでずっと指摘されているのに、なぜ改善しないのですか。

○松田了環境整備課長 これまで逐次、改善命令や現場での指導等を行っておりますが、進捗率は約50%程度ということで、予定の進捗よりもおこなっている状況でございます。これにつきましては、ことし8月に同企業におきまして不適正な処理が確認されまして、現在、事業者において当該不適正処理に係る対策を実施していることから、ごみ山の改善が若干おこなっている状況でございます。

○嘉陽宗儀委員 今までに改善命令は何回出していますか。

○松田了環境整備課長 6回、改善命令を発出しております。

○嘉陽宗儀委員 どういう内容で改善命令を出していますか。

○松田了環境整備課長 6回の改善命令とも、ごみ山の改善を進めるようにという内容でございまして、そのうち4回につきましては期限を決めて具体的な量を処分するよう改善命令を発出しております。

○嘉陽宗儀委員 これまでたびたび改善命令を出しても全く聞く耳を持たないという状況になっていると思いますが、今後、どう対応するのですか。

○松田了環境整備課長 改善命令を発出した際には、期限を決めて一定量を処理するように定めておりますが、その都度、期限が来た段階で改善されているかどうかは確認しております。現在、処分場について6回目の改善命令を発出して作業を行っているところですので、引き続き改善命令等に基づいてごみ山の処理を進めることを指導してまいりたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 この業者は何回改善命令を出しても聞かない。そうすると、従来の形だけではだめではないかと。例えば宮古島の場合は、県の保健所が言っても聞かないので、刑事告発して逮捕させなさいと言いました。これもそうしなさいと私は何度も言った覚えがあるのですが、場合によっては司法に訴えて一環境汚染は犯罪ですから、これについては県が毅然たる態度で対応すべき事案だと思っておりますが、どう思いますか。

○大浜浩志環境部長 この処分場は安定型処分場と管理型処分場があるということで、安定型処分場については、ほぼ改善済みでございまして、フラットな状態までできています。管理型処分場がまだ残っているところではございますが、これにつきましては地元の3区と沖縄市、農業団体、県の8者で改善合意書を交わし、新しい炉ができて8年以内に改善するという約束で、年度ごとに処理計画を立てさせて改善をさせているという状況でございます。我々としては、その進捗管理を地元にも説明しながら進めているところでございますので、その期限をおくらせないように、前倒しでできるような形でスピード感を持って対応していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 地下水汚染についてもかなり問題にしてきましたが、対策についてはどうなっていますか。

○松田了環境整備課長 今、地下水を処理して放流する施設の規模が小さいということで、3日に1度程度しかくみ上げが行えておりませんので、我々としてはきちんとくみ上げて処理をして排水ができる施設を設置しなさいと指導し、事業者でどういう施設を設置するかということを検討している状況でございます。地下水については、県が毎年2回、定期的に測定をしております。

直近では8月と11月に採水し分析をしておりますが、8月の速報値によりますと、11地点中、ヒ素が5地点、水銀が2地点、ホウ素が6地点で地下水の環境基準を超過しているという報告がございます。水銀等の結果がまだ出ておりませんので、結果が出次第、関係者には報告したいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 地下水から猛毒のヒ素が検出されているのは重大問題ですよ。業者はヒ素が出ていると告発しても出ていませんと。県の水の検査も対応しなかったということで大変な事態になっていて、あれが比謝川の上流と天願川の上流にあって地下水に浸透しているのは間違いないですよ。浸透してしまったヒ素をどうするかという問題は今後、解決しないといけません。ヒ素が出てきた問題について、皆さんはどう対応するのですか。

○松田了環境整備課長 事業者の測定で、平成23年度に地下水からヒ素が検出されまして、その後、県でも調査をして、平成25年から平成26年に専門家の意見も聞きまして、処分場の影響で地下水中にヒ素が検出されているという結論に至っております。その後、県から地下水の対策を実施するよう命令を行いまして、事業者のほうで行ってきたところですが、処理施設の規模がくみ上げの量よりもかなり小さいということもございまして、くみ上げる量に見合った処理施設を設置して、そこで処理するよう指導を行っているところでございます。それが完成しましたら、くみ上げを行い処理して放流するという作業を指導したいと思っております。

○棚原憲実環境企画統括監 補足で御説明しますが、ヒ素等が検出されまして、事業者において雨水が廃棄物に浸透しないようなキャッピング措置をとっております。それともう一点、周辺への拡散を防ぐために地下水の流れを計算してバリア井戸で対策をしてきたところですが、先ほど課長から説明がありましたように、水の処理能力の問題がありまして、バリア井戸で量としては完全に処理できないのですが、現在、3日に1回はバリア井戸からも水をくみ上げて処理を行っている状況です。8月に県が検査した状況からしますと、確かにヒ素等が検出されておりますが、過去に検出された場所で引き続き検出されている状況でありまして、それが悪化したり拡大している状況にはないと考えております。周辺河川と農業用水については引き続き調査を行っておりますが、現時点でそういう物質は検出されていないということです。

○嘉陽宗儀委員 陳情の中にも、防水シートなしで廃棄物を積み上げてきたと。

その結果、地下水まで汚染されているということになっていきますよね。そのままにしていると、引き続き地下水汚染が進行するおそれがあります。バリア井戸も見てきたのですが、あれでは用を足していません。雨が降るとあふれています。ですから、住民が心配している猛毒のヒ素、地下水汚染について、緊急に対策するのは皆さん方ですから、頑張っって業者に厳しい指導をして早目に解決してください。

○大浜浩志環境部長 今、説明したとおりの状況でございます。一つ一つ解決というところで、地元にも詳しく説明しながら進めてきているところですが、できる限り後退することなく、我々としては強い指導で今後も臨んでいって、もし改善されないのであれば次のステップに行くことも視野に入れつつ取り組んでいるところでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 同じく、陳情第107号、産業廃棄物最終処分場に関する陳情ですが、先ほど8月の調査の結果は過去と比較して進行していたり、より悪くなっている状況にはないという発言がありました。これはいつの時点との比較ですか。

○棚原憲実環境企画統括監 今、手元にあるデータですと、平成26年9月から年2回ずつ行ってきておりまして、最新のデータはまだ完全には出そろってはおりませんが、ことし8月のデータということになります。ほとんどのところが過去に検出されたところから出ている状況にあります。

○仲村未央委員 場所はそうなのでしょうが、その中身についてレベルが上がっている、下がっているというのは比較できるのですか。

○松田了環境整備課長 衛生環境研究所で測定をしております、速報値という形で報告を受けております。まだ水銀やカドミウムの調査が終了していないこともありまして、そのデータが我々の手元にない状況がございますので、そういうデータが来れば過去のデータと比較ができるということになります。数字としては、例えば、何ミリグラムパーリットルという形で、きちんとした数字が出てきて、11カ所の数字が増減しているかという表がありますので、それ

でどうなっているか判断することはできません。

○仲村未央委員 おっしゃるような数値の比較、あるいは11月の調査結果も合わせた報告はいつごろになりますか。

○松田了環境整備課長 11月29日に採水をしまして、衛生環境研究所で分析を行っている状況です。いつ分析結果が出るかどうか、まだ問い合わせはしていませんが、12月中ぐらいには分析が終わり、分析結果の解析等も含めて1月中ぐらいには報告があるものと思われまますので、それをめどに作業を進めたいと思います。

○仲村未央委員 作業の進捗については、先ほど嘉陽委員からありましたが、今の報告も含めて速やかに公表し、状況を地域住民に報告をする場を確保していただきたいと思います。引き続き、この件については対応をお願いします。

陳情第116号、公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例の改正に関する陳情について、これは前回にもあって、差しかえて新規陳情として改めて出されたということで、この間にやりとりがあったのでしょうと議会運営委員会で説明があったのですが、一見してかみ合っていないと思うところが情報の共有という部分で、陳情の趣旨としては調査の過程が県民に公開されていないと。プロセスが県民に見えないという指摘ですよ。これについて、皆さんの処理方針はホームページで公表しているということで、問題なしというような書きぶりです。ですから、陳情者の意図するレベルの情報共有がなされていないということなのか、そこはどのような姿勢ですか。

○金城賢自然保護課長 公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例につきましては、届け出ということで事業者がどのような対応をしているかということがありまして、届け出の内容や状況については一般的には公開していないと思いますが、関心も高いということでもありますし、問い合わせがあったり、公文書開示請求などもありましたので、実際にどういった危険があって、県としてどう意見を述べて、それに対して事業者がどのように対応したかという結果が重要だと考え、そこについて一定程度、公表しているところがございます。

○仲村未央委員 陳情の趣旨を見ると、県民に過程が共有されていないのではないかという指摘なのです。この点については不足があるのかということです。

○大浜浩志環境部長 おっしゃりたいことは、いつ届け出があって、そういう問題を事業者に戻したりというような時系列的な経緯も含めてのことだと理解すると、その辺のことをどのように一般に公開していくかということについては、どうしてもホームページなどで一条例の中にはそういう規定がありませんので、今後検討していかないといけません。我々としては専門家の意見などについて公文書においてホームページで公開したということで、役目は果たしているかと思えます。ただ、時系列的ないきさつがわからないというところにつきまして、今後、どのような方法があるのかも含めて検討していきたいと思えます。

○仲村未央委員 今、非常に緊張が高まる中でもあるので、注目されて情報公開の請求内容や視点もほかのものとは違ってきていると感じますが、大量の規模で土砂が持ち込まれることが過去になかったという意味では、那覇空港の審査とも全然違って、持ち込まれる物もブロックではなく土砂であるということも含めて、審査体制や調査体制が求められるところだと思えます。今、体制上は課題があるのか—いよいよ増員も含めた対応をとらなくてはいけない状況なのですか。

○大浜浩志環境部長 那覇空港の場合は3月30日から7月31日で終わっていて、大体12万4000立米、79隻分が搬入されたということでございます。この場合には職員を3名増員し、去年9月には2000万円の予算も要求して、その予算は那覇空港と普天間飛行場代替施設分という形で進めてきました。体制につきましては、現地も見ながら最終確認しましたが、今の状況では那覇空港の場合は間に合っているかと感じております。片や普天間飛行場代替施設につきましては、2100万立米、1600万立米余りが埋め立てられるということでございますので、今回の那覇空港の体制、課題なりを整理しまして、この辺の体制については考えないといけないと認識しております。今後、しっかり対応していきたいと思えます。

○仲村未央委員 体制も伴わないと、なかなか条例の実効性を確保していくことは、規模が大量であるだけに準備が必要だと感じておりますので、そのあたりはぜひ議会等にも示していただきたいと思っております。

それから、搬出元として7地域、9採石場が申請書の中で上がってきていたのですが、実際に搬出元といわれる採石場の状況を見ると、申請どおりの採石

場ではないところも含めて採石の可能性が指摘されているのです。西日本各地に採石場がありますが、実際の申請の中身と動きがある採石場に違いがあったり、あるいは載っていても実際には全く機能していないような場所であったりなど、ずれがあるという声が各地から出ているのです。申請書の中身とは少し違ってきているという状況もあるようなので、恐らく土木建築部が申請の窓口であり、それが変更になっていけば変更申請云々の手続は向こうかもしれませんが、採石現場における外来種の特定やそもそもの文献も含めた調査などは環境部になろうかと思えます。そこで土木建築部との連携はうまく機能しているのか、まだ予測不能なところはあると思えますが、その動きについて情報を聞いていけば教えてください。

○金城賢自然保護課長 この件につきましては、今のところ特に情報はありません。

○仲村未央委員 恐らく採石場の変更であれば変更申請の手続だったような気もするので、その時点でしか皆さんにはおりてこないということになろうかと思えます。いずれにしても各地の外来種の状況もさまざまなので、早目に専門委員の皆さんにも対応をお願いすることになろうかと思えます。ぜひ条例がうまくいくように体制を整えていただきたいと思います。

○大浜浩志環境部長 まだ仮の話ではありますが、埋立承認申請の願書の中で示された搬出元につきましては、我々も当然知っておりますので、前調査として文献調査なりでここにはどういうものがあるということは大体つかめております。そのほかというところになりますので、その辺は研究しつつ対応していきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 陳情第59号「名護市一般廃棄物最終処分場の不適正なる維持管理」に関する陳情ですが、処理概要を見ますと、以下の改善措置を行うこととしておりますということで、①から③までございます。そして、県としては、これらの改善措置の実施状況の確認や立入調査などを実施し、同処分場の適正な維持管理が図られるよう、指導、助言を行っていきたいと考えておりますとなっております。3月9日から実施して、もう約10カ月です。この①から③ま

での対処がどうなっているのか、確認をしたいと思います。

○松田了環境整備課長 結論から申しますと、この3点とも完全に履行されております。まず1点目の管理につきましては、現在、職員が毎日朝と夕方に現場に赴いて、管理の状況をきちんと確認する作業が行われております。2点目の廃家電、廃タイヤ等につきましては、ことし5月、6月で全ての処理を終了しております。3点目の遮水シートの補修につきましても、8月30日に工事に着手し、10月31日に完了しているということで、全て改善済みになっております。

○具志堅透委員 その遮水シートなのですが、前に写真で私も確認しているのですが、途中で剥がれて見えている部分一見えない部分の確認もできていますか。それとも、見える部分の張りかえをしたということですか。

○松田了環境整備課長 私どもの報告では、ふぐあいがあった部分について改修したということなので、委員の御質疑については、再度確認したいと思います。なお、地下水等については毎月測定を行っておりまして、異常な値は確認されておりません。

○具志堅透委員 現場では確認せずに、報告を受けたということですか。

○松田了環境整備課長 私どもは名護市から報告を受けております。データ等については後で送ってもらうことになっておりますので、それを踏まえて県の職員が実際に現地で確認する作業を行いたいと考えております。

○具志堅透委員 ぜひ現場を確認して、地域の安心、安全に不安のないようにやっていただきたいと。処理概要には、今後は市町村が設置する最終処分場の管理状況についても把握に努め、適正な維持管理の推進を図ってまいりますということも書いてありますので、これには他の処分場も含まれていると思います。そういった意味では、報告だけではなく、抜き打ちと言ってしまう言葉は悪いのですが、全部回るのが大変であればピックアップしながら行う管理の体制をとっていただきたいと思うのですが、どうですか。

○松田了環境整備課長 他の市町村の処分場につきましては、状況調査を行っておりまして、11月末までの報告ということで出てきておりますので、今、そ

れを集計しているところがございます。我々は、民間の業者が設置する処分場については毎年立入検査を行ってございましたが、市町村の設置する最終処分場の検査は毎年定期的には行っておりませんでしたので、今回の報告書の内容を踏まえまして、来年度以降、定期的にどういう形で行うかということを検討してまいりたいと考えております。

○具志堅透委員 よろしく申し上げます。

次に、陳情第116号、公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例の改正に関する陳情の記の2について、まず、那覇空港の検査体制を教えてくださいませんか。

○金城賢自然保護課長 那覇空港につきましては、平成27年12月24日に届出書が出まして、3月30日から土砂が搬入されております。その間に県の自然保護課の3人の職員や委嘱した専門委員6人、それから、実際に現地調査等を委託したコンサルタントといった方々で調査をしました。搬入前に現地調査を4回行ってありますし、土砂の搬入終わりが7月29日なのですが、その間には3回調査を行っております。調査体制としましては職員が3名、専門委員が6名、それから、コンサルタントの人数については手元にはないのですが、かなりの人数で現地調査を行っております。

○具志堅透委員 具体的には、那覇空港第2滑走路の現場に搬入される前に検査をしたいと思います。そこへ行って何回調査をし、実際に入れて、そこでも確認を行ったのか。時間がたってから外来生物が出る可能性もありますので、入れた後にも調査をしたのか。その辺の細かい流れを教えてください。

○金城賢自然保護課長 まず、搬入する前にどういった場所で採石するのかということで、そこには4回行ってあります。最初の2回は専門委員と職員が行っております。その後の2回については、専門のコンサルタントに職員が同行して、まだ搬入前だったのですがどういう状況かということで一採石場が3カ所と、その採石場から船で運ぶための港湾が3カ所ありますので、それぞれの場所を調査しております。その後、実際に搬入してくる間に、専門委員の意見を踏まえて事業者に対し対策について助言を行っております。実際に採石現場で対策がとられていたかということがありますので、現地に2回行って調査をしました。その後、埋め立てとなりますが、船から直接海に入れますので、基本的に外来生物が陸に上がることはありませんが、その状況については現場に

1 回行って確認しております。

○具志堅透委員 搬出元での検査なのですが、例えば採石場があって、石を崩す山で幾つか箇所をピックアップして調査するのか。それとも、その出口の1カ所で行ったのか。もう少し具体的に教えてください。

○金城賢自然保護課長 採石場は3カ所ありますが、この事業はどこで採石をするかということが図面が出てきますので、その現場に行って、採石場の中にピンポイントでここからとるという場所があり、そこで実際に採石を洗います。3回ほど洗って3次処理までしていますが、実際に洗っている状況や目視の状況などについてもきちんと確認をしたところですよ。

○具志堅透委員 きょうはその確認だけでとめておきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

議案及び陳情の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情の採決の順序等について協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情の採決を行います。

まず、乙第10号議案工事請負契約について、乙第11号議案工事請負契約につ

いて、乙第12号議案工事請負契約について、乙第13号議案工事請負契約について、乙第14号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第15号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第16号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第19号議案指定管理者の指定について、乙第20号議案指定管理者の指定について、乙第23号議案県道の路線の廃止についての10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案から乙第16号議案まで、乙第19号議案、乙第20号議案及び乙第23号議案の議決議案10件は、可決されました。

次に、甲第3号議案平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第2号)、甲第4号議案平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算(第2号)、甲第5号議案平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算(第2号)の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第3号議案から甲第5号議案までの予算議案3件は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

(休憩中に、嘉陽委員退室)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、甲第6号議案平成28年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第6号議案の予算議案は、原案のとおり可決されました。
休憩いたします。

(休憩中に、嘉陽委員入室)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、陳情の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情25件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼